

平成18年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成18年6月16日(金曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 出席議員(35名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員
副議長 19番 堀 江 英 一 議員
1番 宮 田 久 議員
2番 佐 藤 靖 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 岩 木 正 文 議員
5番 駒 津 喜 一 議員
6番 山 口 祐 司 議員
7番 日 根 野 正 敏 議員
8番 林 寿 和 議員
9番 木 戸 口 真 議員
10番 植 松 正 一 議員
11番 高 橋 伸 典 議員
12番 猿 谷 繁 明 議員
13番 黒 井 徹 議員
14番 渡 辺 宏 治 議員
15番 田 中 好 望 議員
16番 野 本 征 清 議員
17番 佐 藤 勝 議員
18番 谷 内 司 議員
20番 熊 谷 吉 正 議員
21番 渡 辺 正 尚 議員
22番 栗 栖 賢 一 議員
23番 東 千 春 議員

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 野々村 勝 議員
26番 中 野 秀 敏 議員
28番 村 端 利 克 議員
29番 川 村 正 彦 議員
30番 福 光 哲 夫 議員
31番 斉 藤 晃 議員
32番 武 田 利 昭 議員
34番 三 宅 幹 夫 議員
35番 小 野 寺 一 知 議員
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康
書記 間 所 勝
書記 久 保 敏
書記 佐 藤 葉 子
書記 開 発 恵 美

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
助 役 今 尚 文 君
助 役 小 室 勝 治 君
総務部長 石 王 和 行 君
生活福祉部長 山 内 豊 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 松 尾 薫 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 関 下 富士夫 君
教育長 藤 原 忠 君
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 林 寿和 議員

26番 中野秀敏 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

学校教育について外2件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

1点目、学校教育に関して2点お伺いいたします。まず、特別支援教育への取り組みについてです。LD、ADHD、高機能自閉症等の児童に対する支援について過去2回にわたり質問をしておりますので、重複するところもあるかと思いますが、御了承ください。それほど平成19年に向けてのスタートを切ることが非常に大切だと考えております。名寄市は、平成17年度に推進地域に指定され、総合的な支援体制の整備を行ってきました。校内委員会の設置、コーディネーターの指名、専門家チームの設置、さらに連絡協議会も開催され、形はできつつあります。しかし、本当に大切なのは一人一人の教育的ニーズに適切に対応していく支援システムを構築することです。

そこで、お伺いいたします。各校すべての教職員の協力体制と指導はどう行われているのかお知らせください。さらに、特別支援教育で一番重要だと思われ実態調査ですが、さきの質問で名寄市においては小学生46名、3.4%、中学生18名、2.6%の答弁でしたが、これは何を基準に

行っているのかお尋ねいたします。

昨年は、学校より特別支援教育の理解を求める通信が数回出ておりましたが、ことしに入ってから一回もなく、保護者への理解に努めていることがされていないのだと感じております。どう対処しているのかお尋ねいたします。

昨年12月に行われた専門家チームによる巡回を実施し、対象児童の授業場面の観察、保護者との面談、学校ニーズの把握に努めたそうですが、現場を見ての見解を求めたいと思います。

次に、小学校の英語の必修化についてお尋ねいたします。中教審は、3月27日に小学校における英語教育を高学年で週に1回程度必修として平成20年度から実施することを答申しました。英語教育の目標内容では、英語を用いて言語や文化に対する理解や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、国際理解を深めることを基本目標とするとしています。アンケートでは、小学校で英語を必修にすべきかという質問で、そう思うと答えたのは教職員では37%、それに対し保護者、親は71%が英語教育は必要だと求めております。総合的な学習のもとゆとり教育で授業時間の減っている中で、私は日本の教育の原点である読み書きそろばんが大切であり、昨今日本語の乱れに加え作文力の低下、読解力の低下がされております。こういったことを踏まえ、教育長は英語の教員でもありましたので、この英語教育必修化についての見解をお尋ねしたいと思います。

2点目、次世代育成支援についてお尋ねいたします。地域における子育ての支援活動にとって拠点となる施設の果たす役割は大きいと考えます。幼稚園や保育園などで子育て支援とともに親子がゆったり過ごせる場所、そういった場所をつくることも大切です。名寄市においては、さくらんぼ、ちゅうりっぷの2カ所の支援センターを平成13年度より稼働させ、未入所児と母親を対象にした交流の場として機能していました。しかし、残念ながら、旧大谷幼稚園を利用していたちゅうりっ

ぶが拠点の移動という事態になってしまいました。利用者の変更に伴う影響はどうだったのかお知らせください。

続きまして、幼保一元化に関してお尋ねいたします。幼稚園の2歳児特区、さらには幼保一元化特区ということで全国的に幼保一元化が広がりつつありますが、保育所と幼稚園を一体化して地域の子育て支援を併設する認定こども園というのが今国会で法案が成立すれば10月からそれが施行されることとなります。昨年次世代育成のプランがなされましたが、国は今の子育てに非常に速いスピードで対応しようとしております。今まで特区で本当に時間がかかり、できなかった一元化が私はやりますと手を挙げれば、幼稚園、保育園の区別がなく、認定こども園として認められ、同じような教育ができるわけでございます。そのことを踏まえ、名寄市として少子化の状況と幼児教育に対する幼稚園と保育所の現状と今後の対応についてお尋ねいたします。また、この認定こども園は、親が勤めている、勤めていないにかかわらず入所が認められています。保育所型、幼稚園型、幼保園型と、この幼保園型といいますのは風連地区で行われております民民プラスへき地の合併による一元化でございます。あと、保育所型と幼稚園型、保育所型は保育所に幼稚園をプラスする、幼稚園型は幼稚園に保育所をプラスする、児童と一緒にやって、違うのは帰宅時間が違うだけです。こちら辺の取り組みについて名寄市はどう対処しているかをお尋ねしたいと思います。

次に、麻疹、風疹、これの接種制度が変更になりました。麻疹、はしかです。これは、数年前高校生がはしかの接種をしていなかったことにより風邪をこじらせ、死亡するという痛ましいことがありました。名寄市としても保健センターの努力により接種今まで7歳半までで受ければよかったものが1歳から2歳と5歳から7歳の間の2期に分けて受けなさいという制度に変更になりました。保健センターのその制度の変更を父母にも非常に

一生懸命取り組んでいただき、接種率も本当に90%後半と非常に高い数値ではありますが、まだこの制度変更に伴う受けておられない家庭も十数件あります。ちなみに、風連は100%の接種でございます。そのことに関しまして、その制度の定期外接種にかかわる費用でございます。この費用は、名寄市としてはどこまで補助しているのか確認させていただきたいと思っております。また、この接種でもやはり十数人が受けていないこの場合、片方の風疹を受けて、はしかを受けていない場合であるとか、いろんな場合が考えられますので、その接種の方法にする対処についてもお知らせください。

昨年BCGが一足先に4歳まで受けなさいというのを6カ月以内に受けなさいということに変わっております。それにおいて4歳までだったのが6カ月ということで、その対策として名寄市は、これを機会に補助金ではなくて一般財政化になったのは皆さん御存じだと思いますが、期間外、定期外接種の費用は名寄市が負担していただきました。今後もこういったやはり子育て支援に対する援助ということも続けていっていただきたいと思っております。

それでは最後に、もったいないの運動についてお尋ねいたします。ノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが提唱したもったいないという気持ちで環境を保護しようという運動は、もともと1993年以来日本青年会議所が世界に展開してきたもったいない運動にマータイさんが共感してくれたことに始まっております。当時のもったいない運動のコンセプトを見ますと、もったいないとはありがたいという過分なものに対する感謝の心、恐れ多いという謙虚な心、惜しいという物や時間の浪費を惜しむ心であると記されています。その上で、地球環境に優しい持続可能な社会通念において道徳的に賛同される物や考え方をライフスタイルに取り入れて、身の回りの一つ一つを改善することにより、現在の公害問題や自然破

壊などさまざまな問題を解決していくことを目的としております。私がメンバーであった1994年には5丁目を交通閉鎖し、市民にもったいないを知ってもらおうということでもったいないフェスティバルというのを開催しました。また、1995年には地球市民ジュニアということで、地球自体が大変なことになっているのだよということを知らせたためにこういった活動もやってまいりました。今再びもったいないが脚光を浴びています。日本人が忘れかけていたこの言葉を日本人ではなく、外国人であるワンガリ・マータイさんから提唱されたということに意義があると思います。マータイさんは、もったいないは消費削減、リデュース、再使用、リユース、資源再利用、リサイクル、そして修理、リペアの四つのRを表していると解説しております。限りある資源を有効に使い、皆で公平に分担すべきだ、そうすれば資源をめぐる争いである戦争は起きないと主張しております。

かつて日本人は、食事の食べ残し、電気の消し忘れ、まだ使えるもののポイ捨てを見たとき、ああ、もったいないというのが普通の感覚でありました。昔は今ほど物も食べ物もなかったから、それがごく当たり前の感覚としてあったのかもしれない。ところが、食べ物も物もあふれる時代、そういった気持ちが希薄になり、その結果として地球環境の破壊や資源の枯渇を招いています。ケニア人のマータイさんに見れば、物があり余っている日本や欧米の状況を見て、日本人が忘れつつあるもったいないという思いがよみがえってきたのだと思います。私たちが何げなく使っています洋式の水洗トイレ、これは大と小があります。そういったシステム、水資源のもったいないを実践しているのは日本だけだそうです。日本人というのは、技術の開発においてもやはりそういったもったいないの細かなことを取り組んでいるという事実もあります。かつて日本人が普通に持っていたもったいないという感覚を再び取り戻す上で、

教育の中にもその意識を取り入れ、あらゆる年齢層で物を親しむ心を育てていくことも欠かせないと思います。学校や親子、各コミュニティが具体的な取り組みを進めていくことによって社会全体の意識が構成されます。環境問題も行政のむだも常にもったいないを意識することで変わってくると思います。もったいないを一時のブームで終わらせていては、本当にそれこそもったいないことだと感じております。

そこで、名寄市のもったいないへの取り組みとしまして、京都議定書にサインをし、地球温暖化への取り組みが国としてなされておりますが、名寄市としても地球温暖化への取り組みを行っております。その過程、結果をお知らせいただきたいと思っております。

さらに、このもったいないというのはお金がかかりません。皆さんの一人一人の生活の知恵、その人ができるもったいないを実践すれば、それこそいろんなところでの削減が可能ではないかと思っております。消費者センターとしてマイバッグ運動に取り組んでおります。そのトップとして佐藤議員、川村議員が名寄地区、風連地区の消費者協会の会長もされております。やはりもったいないを名寄市としても実践する上で、消費者協会にマイバッグをやるのではなくて、1万4,500世帯、思い切って全部にもっと大き目のバッグを配るぐらいのこともやはりもったいないのスタートとしてやっていただきたいということも要望して、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） おはようございます。私からは、1項目めの学校教育について、2項目めは福祉事務所長、3項目めは生活福祉部長からお答え申し上げます。

初めに、特別支援教育への取り組みについてでございます。特別支援教育の推進につきましては、ただいまお話がございましたように、各学校における教職員や保護者の理解が極めて重要でありま

す。特に日常直接児童生徒とかかわる学級担任とその保護者の共通理解は不可欠なことと考えております。さきに熊谷議員の御質問でもお答えいたしました。17年度旧名寄市においては文部科学省の特別支援教育体制推進事業の指定を受け、特別支援連携協議会やコーディネーター連絡会議及び専門家チーム会議等の組織づくり、また学校内における校内委員会やコーディネーターの指名などの推進体制の確立と研修会などを通じた特別支援教育への理解に努めてまいりました。今年度におきましても風連地区の全小中学校にも校内委員会を設置し、コーディネーターの指名も行っておりまして、名寄市全域での取り組みの充実を図っております。さらに、名寄市立大学における特別支援教育の専門的職員や上川教育局に配置されました特別支援教育担当指導主事などとの連携を図りまして、校長、教頭、コーディネーターのみならず全教職員や保護者の理解の向上に向けた研修機会の奨励や名寄市特殊学級設置校連絡会議など既存の機関、会議などを通して理解の促進に努め、その成果を校内研修や保護者などにおいて共有していただけるよう図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は市単費で引き続き特別支援連携協議会を設置して、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校などの校種間の接続をより密にするるとともに、関係機関との連携強化を図り、地域支援ネットワークづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

御質問にありました特別支援教育を必要とする子供の数ですが、厳密な医学的な見地からの診断だけではなく、教育的見地から支援が必要と認められる子供も対象としております。19年度からの特別支援教育の本格実施に向けまして、今後提示されます国及び道の方針などの推移を見守りながら、名寄市として一人一人の子供たちの健やかな成長のために個に応じた指導の充実にさらに努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校の英語必修化についてでございます。御案内とおり、中央教育審議会外国語専門部会では、3月27日に全国一律に小学校での英語を実施する必修化を提言する審議経過をまとめました。内容は、小学校5、6年生に週1時間程度共通の教育内容を設定して行うとしており、特に児童が楽しみながら外国語に触れたり、外国の生活や文化などになれ親しんだりするなど、小学校段階にふさわしい体験的な学習活動を行い、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育成することが重要であるとしております。また、平成17年度の文部科学省の小学校英語活動実施状況調査によりますと、全国の公立小学校の93%で英語活動を行っているとあります。そのうちALTが授業に参加した割合が63%となっており、活動内容では歌やゲームなど英語に親しむ活動が6年生で97%となっております。このような実態からも、小学校における英語の必修化は望ましいことであると判断しております。

小学校の英語必修化の導入に当たりましては、担当者の指導力の向上や教材教具の開発など、多くの条件の整備が必要となってまいります。小学校における現職教員の研修プログラムの開発実施や大学の小学校教員養成課程における英語に関するカリキュラムの導入、ALTの一層の充実など、課題も多く抱えております。御指摘のとおり、保護者への周知と理解も大切な問題と考えております。幸い名寄市では、これまでの小学校における国際理解教育への取り組みから、保護者の理解は深いものと考えておりますが、今後制度化への推移を見守りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目二つ目、次世代育成支援について御答弁を申し上げます。

最初に、子育て支援センターちゅうりっぷへの

対応について御質問をいただきました。子育て支援センターちゅうりっぷは、大谷幼稚園様の御厚意で平成13年4月から平成18年3月まで5カ年にわたり旧園舎をお借りいたしまして実施をしております。同センターは、場所、施設規模等で利用者の皆様には好評を得ておりましたが、園舎の老朽化が激しく、本年4月に取り壊しになったところでございます。昨年11月に来年早々に旧園舎を取り壊したいというお話があり、今後のちゅうりっぷのあり方について検討協議を行った結果、もう一つの子育て支援センターであるさくらんぼと同様に保育所内に併設することとし、位置、使用保育室、駐車スペース等利用者の皆様の利便性を考慮し、中央保育所といたしました。これまでの施設より手狭となる解消には、毎週2回ほど21の託児室と体育室で補完することといたしまして、4月18日からは毎週火曜日と木曜日にさくらんぼと合同でなかよしランドなどを実施しております。中央保育所での開設は、利用者の駐車スペースの確保の関係から5月中旬ごろを予定していたところでございますが、ことしは雪解けが遅く、駐車場整備工事がずれ込んだ関係で、利用者の皆様には御迷惑をおかけいたしました。工事の完了を待たずにこの6月14日に開設の運びとなったところでございます。

場所を移したことによる利用者の減少、影響及び今後の利用アップの見込みでございますが、現時点においては中央保育所での利用が始まったばかりという状況でございますので、一定の時間的経過を見守る必要があると考えております。ちゅうりっぷの開設に伴いまして、旧施設との規模の相違はございますが、スタッフ2名のうち1人は正職員を配置し、より充実した子育て支援を図ってまいりますし、二つの施設の活用ならでのアイデアなど、狭いながらも従前に増して利用しやすい子育て支援センターになるよう努めてまいります。

幼保一元化について御質問をいただきました。

幼保一元化につきましては、旧風連町では平成16年度から私立幼稚園、私立保育所及び町立保育所を統合し、民設民営で幼保一元化を実施しております。合併後の新市では、名寄市にふさわしい将来の保育、子育て環境をつくるため、福祉事務所内に新たに保育所担当主幹を配置し、幼保一元化を初めとし、子育て支援、各種保育制度等に関する調査研究ができる体制を整えたところでございます。

市の少子化の状況につきましては、平成13年度と平成17年度の比較をいたしますと、平成13年度の就学前児童数は1,758人に対し1,647人で111人、6.31%の減少を見ておりますが、出生数では311人に対し303人と8人、2.57%の減少となっており、大きな変化が見られておりません。市内4保育所と4幼稚園との関係でございますが、現在幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法の中で幼児教育と保育を実施し、幼稚園では預かり保育、保育所では延長保育など、呼び方は異なりますが、同様な保育が行われております。また、現在幼稚園、保育所間では特別な連携対応は行っておりません。

本年10月から施行予定の認定こども園につきましては、先般上川支庁において同制度の説明会が開催され、概略説明を受けたところでございます。認定こども園は、幼稚園及び保育所等で就学前児童に対し教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進し、地域の子供が健やかに育成される環境の整備を目的に都道府県の認定を受ける施設で、岩木議員も触れられましたけれども、次の四つの形から成っております。一つには、幼稚園と保育所が連携し、一体的な運営を行う幼保連携型、幼稚園が機能を拡充させる幼稚園型、保育所が機能を拡充させる保育所型、四つ目として幼稚園、保育所のいずれの認可もないが、地域の教育保育施設としての機能を果たす地域裁量型、また認定を受けるためには幼稚園、保育所のうち次の二つの機能を備えている必要が

ございます。一つには、教育及び保育を一体的に提供する、二つには地域における子育て支援の実施。法案自体がこの6月9日に参議院で可決したばかりで、予算措置も含め、これからという部分が多いわけですが、名寄地区の状況で申し上げますと、この制度を導入しようとする場合は現在の市立保育所の3歳から5歳の子供に教育を行う体制の整備、また私立の幼稚園においても3歳以上の子供に対し延長して保育の時間を設ける体制の整備と1歳から2歳の子供を預かる場合には子育て支援での対応が必要となってまいります。また、新しい認定こども園制度ではありますが、所管庁は従前と変わっておりません。地域における子育て支援の部分につきましては、北海道が定める基準がまだ示されておりませんが、速やかに情報収集し、的確な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、認定こども園は、制度としては本年10月1日からスタートをいたしますが、適用は先行していたモデル施設に限られる模様でございます。また、現在規制改革民間開放推進会議におきまして新しい保育の制度が議論されており、骨太の方針に反映される見込みでございます。刻々と変わる状況に市といたしましても名寄市にふさわしい将来の保育、子育て環境の調査研究を行い、さまざまな保育制度を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、麻疹、風疹などの予防接種制度の変更への対応についてお尋ねがございました。麻疹、風疹の予防接種につきましては、予防接種法に基づき市内4医療機関に委託し、実施をしております。これまで麻疹、風疹の予防接種は、それぞれ単独のワクチンを生後1歳から7歳半までに1回ずつ接種することとされてきておりました。しかし、接種後徐々に体内の抗体が減ってくることから、予防効果を高めることを目的に、ことし4月より新たに開発された麻疹、風疹混合ワクチンを第1

期は1歳から2歳未満、第2期を小学校入学前の1年間にそれぞれ1回ずつ、計2回接種することが新たな制度として導入されることになりました。この制度改正に伴い、7歳半までは公費負担で受けられていたそれぞれの予防接種が2歳から5歳未満、小学校入学後から7歳半未満の子については法定外接種となり、1件につき5,000円の自己負担がかかることになりました。また、既に麻疹、風疹のどちらか一方を接種したり、罹患した場合、混合ワクチンを接種することの安全性が確保されていないことから、混合ワクチンは接種できないなど移行期間に伴う課題も多くございました。

そこで、新制度スタートに向け、昨年9月から広報等での周知と未接種者に対し個別勧奨の徹底を図ってまいりました。その結果3歳児健診時における麻疹予防接種率は、旧名寄市では16年度98.7%、17年度99.3%、風疹予防接種率は16年度93.4%、17年度97.1%となっており、また旧風連町の状況は両方とも100%と従前の制度内での早期接種率が高まりました。しかし、短期間での対応であったことから、体調等の問題で一方の予防接種しか受けられず、自己負担となる子供もおり、その点については市の経過措置といたしまして1年間1歳から2歳までを対象に公費負担で受けられる体制を図ってまいりました。さらに、この6月2日には再度制度の改正があり、従前どおり7歳半までは法定内外にかかわらず市が公費負担としていくこと、また受け方の内容についても変更される方針が厚生労働省健康局から示されました。目まぐるしく変わる新制度に対し、新たな予算措置や病院との契約変更を含め、早急な対応が求められておりますが、今後も混乱が生じないようにわかりやすく住民周知を図り、適切な時期に適切な方法で予防接種が受けられるよう、感染症予防対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3点目、もったいないの実践についてお答えをいたします。

初めに、地球温暖化への名寄市の取り組みについてお答えをいたします。地球温暖化対策の推進に関する法律で、地方公共団体はみずからの事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けた計画を策定することとされております。名寄市においては、昨年平成16年度のエネルギー起源とする二酸化炭素の排出量を算出するため、市庁舎及び関連施設での燃料消費量調査を実施したところです。その結果については、ことし1月の広報紙に折り込みチラシで名寄地区に全戸配布させていただきました。また、温室効果ガス削減に向けて夏にはクールビズ、冬にはウオームビズ、さらに市内の移動用として公用自転車の配置等を実施してまいりました。急激な温室効果ガス削減にはなりません、小さなことでもできることから実施していきたいと考えております。

さらに、昨年実施した燃料消費量調査を毎年行うことによって、職員の意識向上、効果を発表することで市民啓発になると考えておりますので、御理解をお願いをいたします。

次に、もったいない運動の促進についてお答えをいたします。全市民的な温暖化防止の取り組みを求められている現在、関心のある人、団体の把握は必要と考えますが、当面組織化されている名寄消費者協会と連携をとりながら、運動を進めていきたいと考えております。ことしは、同協会の事業の一つでありますノーレジ袋マイバッグ持参運動に名寄市環境衛生推進員協議会でも同様の運動方針を決定していることから、共同でマイバッグを配布し、市民啓発を行ってまいります。また、広報等を通して、本年2回の地球温暖化防止対策ニュースを発行しております。1回目は、1月に温暖化とは、環境家計簿、市役所及び関連施設のCO₂排出量、2回目の4月には家庭でできる温暖

化防止をテーマとして発行してまいりました。今後不定期にはなりますが、ニュースの発行を続け、市民意識の高揚に努めたいというふうに思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、引き続き再質問させていただきたいと思っております。

まず、特別支援教育についてですが、今部長から御答弁いただいたのは、やはり何か箱物だけをまずは整えるよと、それにもう17年度で指定されて、その行為は行われてきたことは十分理解できますけれども、その後の一步の踏み出しが何か、そのソフトの部分です。実際子供たちは一人一人の支援が必要となっているわけです。実態調査の中でも各学校から上がってきた人数がありますが、私はこれは先生方のイメージでこの子がLDではないかというような考え方を持っていると思うのです。実際LDに対して三十数カ所のチェック項目、さらにADHDに対しても行動様子の三十数項目のチェックするものがちゃんときっちりできているのです。それを使ってやはり子供たち一人一人に、1年生から毎年毎年成長していく子供の姿を見ていくことが私は必要だと思っております。

15日付の北海道新聞の報道によりますと、学校の先生が、その先生の資質もあるのでしょうかけれども、学習にちょろちょろしてうるさい生徒に体罰的なことをした。引きずってきて、先生の前に座らせたと。これでもやはりLDということをしっかり理解していれば、この子供たちの様子を見ていけば、そういったことが起きないのではないかと考えております。何度も御答弁いただいております一人一人に対する支援ということをもっと本気になって取り組んでいただきたいと思っております。

そして、先生方へのやはり研修、これ乳幼児発達支援研究会、思春期保健研修会、この言葉ではとてもではないけれども、特別支援教育の先生方

への研修会だということはこれわからないのではないのでしょうか。まして平日の12時半に先生方に集まりなさいといっても、これどれぐらいの先生が参加されたのかちょっとお知らせください。先生方にも温度差があるのです。一生懸命取り組む先生、特別支援は特別支援だという、その温度差をなくするのが名寄市教育委員会の仕事ではないのでしょうか。やはり先生も、この特別支援教育というのは経験だけではだめなのです。専門的な知識と取り組みがなければ、子供一人一人に対する見きわめはできないと私は思っております。やはり中小の連携、教職員に対する研修会、そして親に対する理解。現場の先生にお伺いしますと、やはりこの子LDだよと私にはとても言えませんと言っています。ましてそれが全教員の中に、担任にやらせるといってもこれなかなかできることではない。この教育システムをきっちり構築していくには、私は教育委員会のリーダーシップと旗振りとしてやはり校長先生、教頭先生の管理職がきっちりとしたことをしていかなければ先生方は動かせないと思います。

このごろ、ちょっと話変わりますけれども、イワシが1匹1,000円するという、非常に高級魚に変わったよというような話があったので、ふと思い出したのですけれども、1990年、バブル崩壊のころ、イワシ船、静岡県で非常に傷みが早い魚ですから、ほとんどのイワシ船が死んで持って帰ってきたと。ところが、1艘だけ生きてびんびんなまま新鮮なイワシを持ってきた漁船があるのです。その漁船にはどうしたかという、その水槽にナマズを入れたそうです。そうしたら、今まで見たことない魚で、死んでいられないと生きて帰ってきたというのです。それは何を言いたいかといったら、ナマズになれと教育長には言いませんけれども、やはりリーダーとして、校長先生の旗振り役として本当に取り組んでいただきたいということを望んでおります。そういった今後の特別支援教育に対して教育長の方から一言いた

だきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特別支援教育について今いろいろと岩木議員から御提言も含めてお話があったかなと、こう受けとめているところでございます。

まず、この特別支援教育で一番大切なことは、そういう軽度障害も含めて支援を実際に求めている子がいるという、この認識に立つということでございます。このことにつきましては、旧名寄市では平成17年度から校内委員会を立ち上げ、コーディネーターを指名し、なおかつ巡回相談も実施させていただきました。こういう中から、手を差し伸べている子供がいるというこの認識が大変深まったのではないかと、こう思っているところでございます。それから、もう一点は、やはり地域や保護者も含めたこの軽度障害も含める特別支援教育の認識でございます。例えばA君がLDなどだよというふうに言われたときに地域の人がどう受けとめるか、保護者がどう受けとめるか、学校がどう受けとめるか、こういうレベルの考えをしっかりと私たちは整理していかなければならない、こう思っているのであります。これがもしマイナスのイメージで受けとめられるようなことがあれば、この特別支援教育というのは決して成功しないと、こういうふうと考えております。そういう観点も旧名寄市では昨年度しっかりと取り組みが進められてきたものだと思っているところであります。

そういう中で、実際に支援を要する子供についての巡回相談を実施させていただきました。その後実はかなり多くの保護者から、私の子供も巡回相談の該当者にしてほしいという希望が出たというふうに学校現場から聞いております。これは、一つに大変保護者の理解が深まってきたと、こういうふうに喜んでいる次第であります。ことしも引き続き市単費ではありますが、この特別支援教育は続けてまいりたいと考えておりますし、巡回

相談も続けていきたいと思っております。こう
いう中で、本当に保護者が我が子に対して相談を受
けたいという気持ちを率直に受けとめ、そして巡
回相談を実施していかなければならないと、こう
思っているところであります。

また、リーダーとしての管理職の識見の高揚に
ついてもお話がありました。まさにそのとおり
であります。先生方の研修その他による向上も大
切ですが、それをリードする校長先生、教頭先生
の識見を高めるということも大切でございまして、
教育委員会としてできることは、一つは16年度
には教育委員会主催で特殊教育センターの所長を
招いて特別支援教育についての裏表といいましょ
うか、実態の部分と、それから理想的な部分とこ
れからしなければならぬ部分など、率直に2時
間ほどの研修を積んだところであります。それか
ら、昨年は、旧名寄市であります、市内の校長
会独自で研修会を開催し、その研修会の講師とし
てはお隣の美深高等養護の校長先生をお招きして、
美深高等養護の実態なども含めながら、この特別
支援教育のことについてお話もしていただいております。しかし、それでよしというわけではござ
いけません。ただいまの岩木議員のお話のとおり、
これからもしっかりと校長、教頭の理解も深め
るといいたいでしょうか、リーダーシップをとれるよ
うにまた努めてまいりたいなど、こういうふう
に考えているところであります。

一つ私たち今悩んでいることと申しますと、支
援を差し伸べる手の判断でございまして。これは、
やはりなかなか難しい部分でございまして。現在
名寄市では、先ほど部長がちょっと触れましたが、
やっぱり教育的診断に基づいて判断をしている。
言ってみれば、養護の資格を持った先生とか、あ
るいは特殊教育諸学校で勤務経験豊かな先生とか、
こういう人たちがおおむねコーディネーターにな
っているわけではあります、そういうグループを
つくった中で教育的な診断で子供たちを判断して
いる。医学的診断というのは、なかなか現状では

難しいところがございます。特に特殊な要素で病
院行って相談された方は医学的診断を受けている
わけではあります、そういう子供たち全員を診断す
るということにはまいらないというのが私たちの
ネックでございまして、やはりそういう中で教育
的診断を受けた子供が巡回相談等でしっかりと専
門家の判断を受けながら、将来にわたっての教育
活動計画を構築していく、こういうことがこれか
らの課題かなど、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） やはり名寄市としては、
こういったLD、ADHDの子供たちに優しいま
ちであってほしいと思っております。そのため
にも先生というのは管理職で二、三年、一般職は
新卒3年の一般職員で6年で異動してしまうわけ
です。名寄市に来たら特別支援教育に本当に熱心な
まちだったのだということを出ていった人が言っ
ていただいて、来た人もやはり名寄市教育委員会
としてしっかりとしたマニュアルというか、学校
に対する指導体制を私はきっちりとつくって
いただきたいなと思います。やはりこれ各学校に個人
的な指導、見るマニュアルをつくりなさいとい
ってもひな形がないわけですから、つくるのは大変
で、名寄市教育委員会としてそういったものをつ
くっていただきたいなと思います。本当支援教育
に熱心なまちということで、今後も継続してやっ
ていただきたいなと思っております。

それと、英語教育に関してですが、これはこれ
から先のことでありますが、私個人的にはどう
しても賛成できかねるという現状なのですけれど
も、決まったことに対してはやっぱりよりよい環
境で子供たちに学ばせていかななくてはならない、
そのとおりでございまして。今現実私の娘も小学
校2年生で、年間10時間、アシスタント・ラン
グージ・ティーチャーですか、ALTと言われている
先生の授業をこれを総合的な学習の時間で受け
ているということなのです。それが1年生から6
年生までずっと年間10時間近くALTの英語に

親しむことを名寄市としてはもう取り組んでおりますけれども、その効果はどのようにとらえているのかお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず、第1点目の英語の必修化の前に、まずは母国語の大切さを再認識すべきではないかという、こういうお話もあったかなと思います。そのとおりでございます。これは、世界的な傾向でございまして、アメリカとか、特にフランスあたりは発音形態なども違っているということから字が書けない、そういう子供たちが非常にふえているという、こういう問題を抱えております。そういう中で、これは本当に私たちも気をつけていかなければならない問題。これはもう学校だけではなくて、やはり全体で考えていかなければならない。そういうことから、名寄市では朝読書の励行だとか読書感想文などの奨励をしっかりと続けてきていると、こういうことでございます。

英語教育に関しましては、私も何校か訪れたりしますが、やはり一つは外国語に対するアレルギーが本当になくなっているというようなことが一つあるかと思えます。冗談にグッドバイと言うと、向こうがシー・ユーなんて子供たちが答えてびっくりしたりいたします。そういうこともございますが、もう一つはやはりいろんな文化を知るという意味で大変効果があるのではないかと。例えば皆さん御存じのようにハロウィン、10月31日のハロウィンにはカボチャをつくりますが、ああいうカボチャを各学校でジャックオーランタンをつくっております。そういう中から外国では子供たちがその日トリック・オア・トリートと言いながら家を回って、お菓子なんかをいただく、そんな風習があるよとか、そんなことを学んだりしている。こういうことは、やはり子供たちの視野を広げる意味で大変いいと思えますし、特に小学校の場合ですとこれから学ぶ英語に対する十分なトレーニングといいたししょうか、そういう

意味で効果が上がっているのではないかなと、こういうことを考えているところです。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、続きまして幼保一元化についてですが、やはり今まで利用していたちゅうりっぷさんの施設が非常に大きな施設で、通っている子供たちにとっては遊びという本当に有効的な場所ただだけに非常に残念でございまして、中央保育所で今後やられるということですので、さらに利用率を高め、お母さん方に喜ばれる支援センターを目指していただきたいなと思えます。

ただ、ここで考えるのは、次世代の計画では21年度までに支援センターを3カ所にふやすという計画であります。ただ、私が考えるには、この後の幼保一元化と一緒になのですが、人数的には少子化が今のところ名寄はなっていないということですが、将来的には減るのは間違いないので、今のこの四つの保育所が本当に必要なのか。それと、これから調べていくと言いますが、この認定こども園、既にこれ幼稚園に対してはもう意識調査やっているのですよね、始めますか、どうしますかと、検討されますかと。4幼稚園ともみんな検討するということでお答えしているそうですが、取り組みたいという幼稚園も現実あるわけです。そうした場合、昨年つくったばかりの子育てプランですが、この内容が今の時代のスピードに追いついていないような気がしております。これだけ急激に特区でなくてもこども園をやっているよなんていうシステムができるなんていうのは去年まではわかりませんでしたので、のんびりすることなく、この認定こども園については早急に検討していくことが必要ではないかなと思っておりますので、そのためにはやはり先を見て計画しなくてはいけない、長期的な判断とともに。幼稚園型が認定こども園になったら、給食施設を持たないでやれるのです。保育所型は、給食施設を持たないでいけない。ただ、民間の幼稚園がこども

園やりますよといった場合に、給食施設はとてもではないけれども、持てません。そういった場合の市の今後の対策はどう考えているのか。今回給食センターの改善がありますけれども、万が一子ども園ができた場合の給食サービスを含めた民間に対する補助というか、考えはあるのかないかちょっと確認させていただきたいと思います。将来的にはやはり私はゼロ歳、1歳、2歳を保育所で手厚く育ててあげて、3歳児以降は共存共栄というか、やっていくのが一番望ましいのではないかと思います。そこら辺の見解を求めます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） ただいま御質問にございましたように認定こども園のこれからの制度そのものとしても研究してまいりたいと先ほど御答弁を申し上げましたけれども、現在情報収集を図っているところでございます。

1点目の幼稚園型が給食を取り入れる場合について市の支援体制はということでございますけれども、国の方の指針がどういう補助をしていくかというのがまだ定められておりません。したがって、北海道の方からまだ全く給食の部分についての説明がございません。そういった中で、名寄市としてどういう支援をしていけるかという部分につきましては、これは皆様方と十分相談してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど今まで私どもの持っているプランが時代の流れに追いついていないのではないかというような御指摘もございました。おっしゃるとおりだと思っております。私どもも幼保一元につきましては特区、それからモデルプランの指定を受けて初めてできるものという認識をしておりました。今回の認定こども園につきましては、その垣根を取り払って、幼稚園と、それから保育所のあり方について一定程度の規制が緩和されたというふうに認識をしております。御指摘にありますように例えば年齢を分けて保育所の持つべき子供たちと、それからそれ以降については

幼稚園の方でやる、それから地域子供支援プランというのも幼稚園でできるようになりましたので、そこら辺を含めて先ほどの私どもが持っている子育て支援との関係も出てまいります。今後精力的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） この認定こども園、これからではありますが、この認定こども園の定義として、支援センターとして扱える機能を持っていないとはいけないのだよという条項みたいな約束事もあるわけです。そうすると、認定こども園ができますと、そこには必ず支援センターがあるわけです。そういったシステムも十分御検討されて、名寄市は子育てに優しいまちであるような計画を立てていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

それで、最後にもったいない運動なのですがけれども、このもったいないというのは、やはり一人一人のできるもったいないを実践すればいいと私はとらえております。やはりこの一つ一つのいろんなことのもったいないを実践することによって、地球を守ることにとなり、地域を守ることにとなると思います。その率先として市としては、結果にはストーリーがありますから、ただ自然に減ったのではなくて、温暖化の電気、水道、ガス、何でもそうですけれども、庁舎としてどれぐらい下がったのかというのを、1年たちました。来年になったらきっと出てくるとは思いますが、そういったことを積極的にやっていただきたい。そして、名寄市はすばらしいホームページを持っておりますので、市民からアイデアとしては各家庭の生活の知恵、もったいないがありましたら、どんどん提案してください。それをまた逆に市がホームページで見てくださると、そういったことで本当にもったいないというのはいろいろと活用できると思います。

それと、部長の方からお話のありました地球温

暖化対策ニュースと。これを見て、私非常に感動しております。環境家計簿、そしていろんなことでどれぐらいの節約になるのだということが書いてございますが、ちょっとこれ難しいのと、広報にただ入れただけなので、みんな私の町内の人に聞いたら、そんなの知らぬと。前にも広報についてお尋ねしましたけれども、本当に読まれていないのでないかなと。私どもは意識を持って見ているから、大切にとってありますけれども、これは広報になってしまうかもしれませんが、やはりせっかくこんなすばらしいものをつくって、リサイクルに回っていたらもったいないのです。やはりいいものはちゃんと見てもらう対策というものをきっちりと考えてやっていただきたい。そこが知恵です。知識ではだめなのです、やっぱり知恵出さないと。議員になって、こうやって質問するのも本当に頭痛いのですから、これ。これは本当非常に。だから、これはすばらしいものなので、これをさらにうまく市民にPRして、今後2回、3回とまた出していく予定だそうですので、すばらしいものをつくっていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

次に、風連学校給食センターの統合についてを、谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきます。時間の関係もございますので、質問の説明は前日聞き取りをいただいておりますので、省略をさせていただきますと思います。

学校給食センターの統合についてお伺いいたします。風連、名寄の給食センターに勤務されている方々には、日ごろ子供たちのためにおいしい給食をつくることに努力されていることに感謝を申し上げたいと思うところでもございます。島市長の執行方針の中に、旧市町へのこだわりが残っているので、一体感の形成に努め、合併してよかつ

たと言われるまちづくりを推進したいとありますが、これは風連地区に住む住民のことを考えた市長の心の広さを感じるところでもございます。また、教育長の教育執行方針の中に老朽化した風連町の学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するとありますので、給食センターの統合について市長、教育長に6点をお伺いいたします。

1点目に、合併協議の中で統合すると決まっておりますが、何年に統合する計画なのかをお伺いいたします。

2点目に、合併協定書にある問題点は今後協議するとありますので、その協議をされたのか。協議をされたのならば、その結果をお伺いいたします。

3点目に、統合後に風連町給食センターに勤務されている7名の職員はどうなるのか。

4点目に、風連地区のPTAや教職員との協議はしたのか。

5点目に、統合後の風連学校給食センターの利用はどのように考えているのか。

6点目に、名寄学校給食センターでつくっている福祉給食はどのようになるのか、この6点をお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、風連学校給食センターの統合についての（1）から（5）についてお答え申し上げ、（6）につきましては福祉事務所長から答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、何年に統合する計画なのかについてでございます。風連学校給食センターは、昭和48年9月にウエット方式で建築され、築32年を経過したことから老朽化が進み、施設を維持するための費用が多額になると見込まれることから、今後の給食センターの運営について合併協議会では調理能力4,000食を有し、現在2,300食を供給し、風連地区の学校給食500食を引き受けても十分供給能力がある名寄市学校給食センターに

統合する方針を決定いたしました。教育委員会といたしましては、この統合方針を受けまして、食器、食缶を保管する消毒保管庫の施設改修に伴う設計委託料を予算に計上したところでございます。両センターの19年4月統合に向けての方針は、去る5月25日に開催されました風連学校給食会総会及び翌5月26日の名寄学校給食会総会の席上で説明をしたところでございます。今後7月に開催予定の名寄、風連それぞれの学校給食センター運営委員会並びに学校給食会理事会におきまして、統合に向けての課題等について検討協議する予定でございます。

風連学校給食センターは、ウエット式の調理場のため、保健所の衛生監視調査の中で食中毒に対する安全性や衛生管理上の指導もありますので、早期に統合し、不安解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の合併協定書にある問題点は今後協議となっているが、協議したかについてお答えいたします。統合方針につきましては、風連、名寄両学校給食会の総会席上で説明いたしましたが、今後7月中に開催予定の風連及び名寄の学校給食センター運営委員会、学校給食理事会におきまして給食費の単価統一、給食献立食材の購入方法、献立内容、アレルギー給食の実施方法、学校給食会の組織運営、給食費の徴収方法などの課題につき協議を進めるとともに、調理職員の雇用や給食配送方法などについても話を進め、統合に支障を来さないよう努力してまいりたいと考えております。

次に、統合後給食センター職員はどうなるのかについてお答えいたします。名寄学校給食センターの職員構成は、正職員5名、パート調理員19名、嘱託職員6名、道費負担の学校栄養職員2名の合計32名であり、風連学校給食センターの職員構成は正職員1名、臨時調理職員7名、道費負担の学校栄養職員1名の合計9名であり、給食配送業務は委託をしております。統合するに当たっ

ては、調理職員の配置や配送業務などを含め、全体見直しの中で職員の適正配置に努めてまいります。風連学校給食センターに勤務しています臨時調理員の取り扱いにつきましては、全体の見直しの中で市長部局とも十分協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

次、(4)の風連地区のPTA、教職員との協議はについてでございます。学校給食会は、各小中学校長、PTA会長、養護教諭、給食業務担当の先生などで組織され、運営されていますので、今後会議の中で課題について協議していただき、統合に支障を来さないようにしたいと考えております。

次、(5)の統合後の風連学校給食センターの利用はについてでございます。風連学校給食センターは、先ほども言いましたように48年にウエット方式で建設され、築32年を経過していますが、この間昭和55年に調理室の暖房配管修理、平成2年には調理室の床全面改修、平成15年にはボイラーの取りかえなどの工事をしております。統合後の利用につきましては、施設構造の再点検をするなどした後、利用の可能性などについて庁内で協議をしてまいりたい、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 福祉給食はどうなるのかというお尋ねがございました。高齢者自立支援事業の中での配食サービス事業につきましては、名寄地区については週1回金曜日の昼食を学校給食センターで調理し、配送を社会福祉協議会に安否確認を含めて委託をしております。このサービスの利用料として450円を御負担いただいております。週50人程度の利用実績がございます。一方、風連地区におきましては、月1回社会福祉協議会の独自事業として、風連商工会に委託し、事業を実施しているところでありますけれども、調理につきましては地区の民間企業を活用し、1

00名程度の利用者がございます。なお、利用料としては200円を御負担いただいております。このたび介護保険制度の改定に伴い、負担額が450円となりますので、この料金設定でもサービスを利用するのか改めて希望調査を行っているところでございます。

合併後のこの配食サービス事業につきましては、料金の統一後どのような形で事業を継続していくのか、現状の形を継続する、あるいは民間活力を導入する、または御近所などをグループ化して協力を仰ぐ等々多方面から検討を行っているところでございます。現在学校給食センターでは、町内会からの高齢者に対する給食も材料費実費で調理を引き受けておりますが、このたび名寄保健所から小中学校に対する給食調理と高齢者向け配食サービスは施設を分けることが望ましい旨指導がありましたので、こちらの面からも現在検討を行っているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 再質問をさせていただきたいのですけれども、学校給食会の総会ですが、そのときにこのようなことを言ったということが今説明にあったと思うのですが、私の聞いているところでは、4月12日のときの会合で、平成19年4月1日に向けて特例債を使って18年に工事をすると発言したと聞いておりますけれども、その後でこのことについては市長が決まってから決めることなので、市長が決まってから協議したいということをおっしゃられますよね。それで、市長と協議した結果、4月27日ですね、選挙終わった後ですから、そのときに島市長との協議でそれを了解したということなのですが、これは間違いありませんか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 4月12日には、私の覚えているところでは4月14日というふうに聞いておりますが、給食センターの所長が風連町学

校給食センターの方に出向いて、今まで御案内のとおり名寄給食センターと風連の給食センターは16年度からずっとこのことについて会合を開いてまいりました。そして、合併協議会に適切なお話ができるようにいろんな準備を進めてきたことは御案内のとおりでございます。そういう中で、私の記憶では14日かなと思いますが、12日か、所長が行って、学校給食センター、風連の方たちのお話の中で今年度こういう予定をしているが、まだこれについては明確化はしていないと、こういうお話をされたものだというふうに今ちょっと受けとめさせていただきました。その後新しい名寄市の市長が決まったこともございまして、このことにつきましては教育委員会の中でもいろいろ議論が必要なことから教育委員会でも諮りまして、そして市長とも相談をさせていただいたところがあります。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） わかりました。14日ということで、そういうことで認識しておきたいと思います。

それでは、19年4月に統合するということが間違いなと思いますけれども、それで次にお伺いしたいのですけれども、合併の協定書というのがありますよね。藤花でたしか、私も同席したのですが、両市長、町長との間で署名、捺印の中で証明されております。その協定書の中に、今後協議するという項目があります。その今後協議するという項目の中で、これは私の考えるところでは合併検討委員会等における協議が調わなかったもので、これを先送りしたと私は感じております。それで、今後このようなことを協議しなさいということだったと思うのですが、その協議は私したとは思えないのですが、先ほどの答弁の中でそのことを一つも触れていませんよね。それは何だったのか。問題点はあるでしょう。給食費の違い、未収金、風連はゼロですけれども、名寄市にはお金を払わない人がいると、その問題。そういう問

題をこのことは今後協議しなさいということになっているのに、その協議をした結果というのは一つも述べられないのですが、この辺はどうなっているのですか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 学校給食センターの統合について協議するというふうに合併協定書ではうたわれておりますけれども、私どもの聞いているところでは、これは合併協議会では統合するということが決まったということで、文章的にはこういうような表現になっておりますけれども、そしてその後ここに書かれております運営組織とか職員配置の問題とか、そういうようなものについては今度新市において調整をするということで、この調整につきましては先ほども言いましたようにまだこれは進んでおりません。これからやるということで先ほども話したとおりです。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 今後協議するということですよ。だから、それは決まっていないうことですね。協議をして、先ほど言いましたように地域住民の方とも協議したかと私は聞いたのですけれども、それと競合するのですけれども、先日私のところに子供を持つ親、つまりPTAの方ですけれども、来て、どうなっているのだと。給食費はどうなっているのさ、風連は、私たちは大変つらいのだけれども、子供のためだから給食費払っていますよと。名寄は払っていない人いるのでないかと。そうしたら、今度統合したときは払わなくていいのかと、こういうことを言うのです。こういうことになると、当然そういうことが知られたら払わない人ができるのですから、統合前にこういうことはしっかりと、そういうことを決めたことは合併協議会の中ではある程度その決り事については一任されていますけれども、その後の協議というのは行政の中で協議したものならば当然住民に説明をしなければならない、住民の理解を得なければならないと思うのです。行政が

決めたから、それを押しつけるのではダメなのです。行政で決めたことは、当然住民に理解をしてもらわなければならないくて、理解を得て、初めてその統合が成り立つのかなと私は考えるのですけれども、このようなことを一つもまだ協議もしないで、それで統合しますということではどうしても私理解できないのです。地域住民の方に私何て説明すればいいのですか。その辺はどうですか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま谷内議員の方から風連の学校給食センターの取り組みについてのお話がありました。まさにそのとおりでありまして、風連の給食センター、私も給食会にも出席させていただきましたが、本当につくるところから食べる場所に至るまでちゃんと顔が見えるというのでしょうか、顔の見える、こんな給食の営みが行われているなと思っていたのであります。それから、地産地消の取り組みもしっかりなされているし、地元の業者などもしっかり利用して給食活動が行われていると。何か特別なお赤飯とか、そういうようなときには、ちゃんと地元の業者を経由しながら、給食がなされているというようなことにも感心いたしましたし、給食会に参加している方たち、保護者もおられたわけですが、保護者の方からも風連の給食はおいしいという、そういう声がしっかり聞こえてまいりました。私も一度ぜひ食べさせていただきたいと思っています。

その中で、私特に感心しましたのは、今ちょっとお話のあったことなのでございます。一つは残食をしないという取り組みが非常に進んでいるということです。それぞれの学校でチャレンジカードみたいなものをつくりまして、そして子供たちがきょうは全部食べましたかと、こう印をつけていくのです。そして、たくさん印がついたら、何か頑張ったねと渡す。そういうことで、子供たちが残食をしない。何か感想も読ませていただきました。そうしたら、ある小学校1年生の子供は嫌

いなものから先に食べるなんて書いてあるのです。そうすると、残食しないで済むとか、こういう取り組みもされていたり、それから給食費も未納者はゼロであるというような話も聞いております。給食費未納者につきましては、旧名寄市の現在の名寄給食センターでは大きな問題を抱えておまして、これらもどうするかは今後の課題だというふうに思っているところであります。

これらの給食センターの取り組みを周知しながら、私はちょっとお話ししたいのでありますが、一つは5月25日に風連の学校給食センター、これは給食担当の方、それから保護者の方などが参加しての給食会が開催されたわけですが、その席上でも給食センターの統合について今考えています。それで、一つは、6月議会などの議論も得ながら、最終的なものを決めてまいりたいというお話をさせていただいたところであります。その場では、どういうことだったでしょうか、特にそれに対して保護者の方たちからも御意見はないままに終わったわけでありまして。翌日は、名寄の給食センターの給食会もございました。その席でも私は同様の話をさせていただき、できれば19年度からスタートしたいという、こういうお話をしたのでありますが、そこでも特に御意見はなかったということで、その給食会としては私なりに、これは足りないとしからればそれまで、私なりに若干の理解を得られたのかなと、こう考えてはいるわけでありまして、今谷内議員のお話のとおり、今後給食センターの運営委員会もございます。それから、学校給食会の理事会等も開催されます。こういう中で、しっかりとお話をしてまいりたい。特にこの議会でも議論されたことなどを踏まえながら、しっかりとお話をしてまいりたいと、こう考えているところでありますし、その後必要であれば一般の保護者とか教職員にも理解を求めるようなことも考えてまいりたいと、こう思っているところであります。

私たち教育委員会として、今年度手がけるとい

う大きな理由を何点かこの機会に申し上げさせていただきます。一つは子供たちがひとしくといいたいまいしょうか、同じ給食を受けるということが学校教育では望ましいのではないかとということが1点でございます。ほかの教育活動については、幸いにして平成18年4月から一斉に同じ形でスタートすることができました。給食もできるだけ早い段階でそういう形に持っていければいいというのが一つであります。それから、二つ目には、給食センターの早期統合によりまして、きのうまでいろいろ御議論ございました食育の問題についても早期に取り組むことがより一層可能になってくることでございます。今風連の給食センターに栄養士が1名、名寄の給食センターに正規の栄養士が1名ございます。いずれも今栄養教諭の資格を取ることを今年度計画しております。この2人の栄養教諭が力を合わせて一つの学校給食の営みの中で食育を推進していければこれにまさるものではないかと、こういうことを考えたわけでございます。それから、もう一点は、かねて申請しておりました合併特例債へ幸いにして今年度学校給食センターが該当したと、こんなことから、教育委員会としては平成19年4月以降統合して進めた方がベターであると、こういう判断から市長とも協議させていただいた、そういう経過でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 給食がおいしいからどうだとか私聞いていません。未収金はどうなっているのですか、そういう協議はしたのですかと聞いたのです。給食がおいしいとかおいしくないとか、そういうことを言っているのではないのです。ただ合併協議の中で、こういうことは今後協議しなさいということがここに残っているのです。当然その中に未収金がある、福祉給食を会計が一本化しているからこれは別々にしなければならぬとかいろいろありますよね。こういうこと当然やらなければならぬことだと私は思うのです。

ですから、この中にあるお金を払わない親たちが何人いるのか。私の聞いているところでは、人数は聞いていませんが、総額で約400万円近い未収金が年間に、未納金というのですか、出るのだという話聞いていますけれども、そういうふうな問題を風連の地区のPTAなり、子供を持つ親たちが知っているのです。だから、そういうことは事前に解決をして、そういうことをやっていかなければ、一つに給食統合してもやっぱりだめだと思ふのです。

先ほど私申し上げましたように、島市長がやはりこだわりをなくしてやっていきたいと言ったときに、本当に島市長は風連のことを考えて、心の広い方だなと、このようにして感激いたしましたということで私は一番最初に申し上げたのです。ですから、そういうようなことを十分やっていて、やっぱり風連の住民の方に、関係者にそれを理解をしてもらう、それが基本だと私思うのです。ですから、まちづくりというのは、私の考えではやっぱり対話行政でないですか。何でも対話をして、そして協働のまちづくりというのを今求められているのだと思うのです。ただただ二つ以上ある施設を一つにまとめればいいというものではないと思うのです。結婚というならば、見合いをさせた、その後はやっぱりお互い理解をするために恋愛をする、お互いを理解した時点でゴールインするのです。昔のように親が決めたから結婚するという時代でないのです。そういう観点からいっても、やはり風連地区の皆さん方に、関係する人によく説明をして、それで理解を求める。理解を求めた上で、その統合をするべきでないですか。そうしなければ、今のような状態でこういうことも協議しません、こういうこともしません、その関係者の人たちには全然そういうこと、このお金の問題にしても、学校給食費は1人何ぼになるのだ、それも出てこなかったら、その親たちは理解してくれませんよ。ですから、うちの前回の代表者質問の中に島市長に地区別懇談会を行ってほしい、

今までそういうふうな意見を聞いて、その意見を反映させてやっていたのが我が町だったのです。ですから、島市長にもうちの林議員が言ったようにそういう中から聞き出していきたい。その話だとか協議をして、そしてそれで給食センター統合などに踏み切っていただきたい。そうしなければ、市長が一番先に挙げたこだわりの解決、一本化、これがうそになります。私はそう思います。やっぱりこだわりを解決するということができれば、まず先にその関係者とか町民との話し合い、話し合いをすることによってこだわりなどが解決するのではないですか。市長、どうですか。この辺お伺いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 学校給食センターの統合についての質疑でございまして、私は理想は自校方式といいますか、各学校ごとで給食をつくるのが最良の方式だと、こんなふうに認識をしております。しかし、現実には衛生管理等を考えますとそうはいかないということで、このセンター方式が取り組まれているわけでございます。

私は、この2年間の合併協議の中で、きょうの答弁にもありますけれども、48年9月にウエット方式で整備をしている風連の給食センターが衛生管理上も早期に統合することの方が望ましいと、そういう結論というふうに受けとめておりました。ですから、この予算の18年度の計上についても夏休み、冬休みの期間を通じて名寄の給食センターの改修をかけると。そして、19年4月に統合して運用できないかと、こういうことでの予算的な協議をしている経過がございまして。確かに御指摘ありました関係者等の協議等については不足をしているかもしれませんが、ここのところは鋭意努力をして、そうした理解を得る努力を市長部局としても支援をしていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） これからでなくて、

協議をしてから、1年なり、2年なりをかけて協議をして、それで何も今合併して2カ月ちょっとしかたないのに、すぐそれを統合に踏み切るのだということは、やはりそういうこだわりなどがあるので、2年なり、3年なりをかけて、そこに住む親たち、または職員なりとも協議した中で進めてほしいというのが私のお願いなのです。それがやはりこだわりなりが解決する一番いい道かなと。だから、先ほど施設が統合しないとあれだから、衛生面であるからと言ったのですけれども、私友人がいます、保健所の方行ってまいりましたけれども、風連の学校給食センターで給食をつくったらだめとは言いません。ドライ方式があるなら、できるのならそうしてほしいのだと。だけれども、それは衛生上支障があるからやめろとは言いません。もう1年か2年たったらだめなのですかと言ったら、それはそういう決めはないですから、今までどおり別に注意してやっても構いませんよという話を聞いてまいりました。先ほどの答弁ですと、そういうような衛生上があって、食中毒いろいろありますから、統合しなければならぬと言っていましたけれども、それでもやれるのです。許可おりののですから。そういう中で、そこでやっていただいて、その間に2年なり、3年なりをかけて、地域住民との話し合いを持って、そして合併した後の施設の統合に踏み切っていたきたいというのが私のお願いなのです。

先ほど教育長がおいしい、おいしくないという問題を言っていましたけれども、それも風連の学校の先生からそういうふうな要望書が上がってきていると思うのです。たしか先生からお聞きしたのですけれども、風連の学校給食は、私たちは転勤族でいろんな学校行っただと。今まで行ったところで食べた給食の中で一番おいしいという評価をしたと。谷内さん、何とか風連で今これを当面の間続けていただきたいという話も聞いております。これはなぜおいしいのか。名寄の私は知りませんが、おいしくないとは言えませんが、

わからないのですけれども、ただ私言えるのには風連の場合は小回りがきくと言ったらそれまでのことなのですけれども、食材が違うのです。仮にイチゴを出すとしたら、朝3時からイチゴとって、朝7時に給食センターに届けて、それを調理して出すのです。アスパラだってそうなのです。名寄のものをこれ見ていくと、全部市場経由で入っていますよね、市場経由。こちらは、農家の人がセンターに届けるのです。そういう観点からいっても、やはりイチゴは糖度が下がらない、日が上がらないうちにとるような形でやっていくと、それをすぐ持ってきて食べるなり、メロンにしても同じなのですが、そのような農家と給食センターの努力があるからそうなったのだらうと私思うのです。だから、そのおいしい、おいしくないというのはともかくとして、私が今申し上げましたように何とか2年なり、3年なりをかけて、風連地域住民との協議を調えた中で統合という形に踏み切っていたきたい。そのような形で、市長、そういうことになりませんか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 合併協議の中では、いろんな施設等の合併効果を求める協議も当然あったわけでございます。この学校給食センターについては地域密着型ということで、今発言がありましたように非常に新鮮な野菜等を食材に使っているというお話も伺いました。その中で、私は合併効果をしっかりと出すのも執行者の責任であると、こういうふうに思っております。地域の皆さん方等の理解を得るようにこれから積極的に努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 何とかそのような形で協議をして、その中で協議が調った中で統合していただきたい。このように私は、でないとう理解できませんので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど言った三つ目の親のことについて、

P T A、教職員に説明をしたかということは、これは今クリアされたかと思しますので、これは割愛させていただきますけれども、その後に職員の今後の対応なのですけれども、風連には4人の方が職員で、3人の方がパートでいるというふうに7名がいるのですが、その雇用の方法なのですけれども、前回のときに風連の方に来て説明されたそうですが、そのときに説明の中で、私自身本当にかかりましたのですけれども、こんな言葉をここで申し上げたくないのですけれども、あえて申し上げます。4月14日のときに説明に行きますけれども、そのときに風連の職員からどうしても名寄まで行くから雇ってほしいという要望があったようです。そのときの説明では、4時間か5時間ぐらいのパート賃金しか払えませんよと、それでも名寄に来るのですかと言ったと。これは、その言葉を私聞いたときに、本当にこの人たちは雇用するような気持ちがあるのか、その職員たちにただ不安を残すだけでないですか。そんなようなことを説明したということは聞いております。これは間違いなくそのときに参加していた人から聞いたのですから。だから、そういうことの中で、今後その職員の人たちをどのような形で統合した後に雇用するのかお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議を進めてきた立場でお話をさせていただきたいと思しますし、また合併が現実になりまして、各施設、職員もそうありますけれども、各職種の臨時職員、嘱託職員がおりますから、その取り扱いの経過も含めてお答えにさせていただきたいと思します。

合併協議の際に、やはり職員は継続して雇用していきましよう。これは、事務を継続していかなければならぬというのは当然であります。その1項だけの協議でありました。ただ、現実問題として臨時職員、嘱託職員、この方たちがたくさんいらっしゃるしまして、それぞれ待遇が違っておりますから、この待遇をどう統一するのかという

ことから出発しましたし、それ以前に本当に合併した後でその臨時職員、嘱託職員が現有の数だけ要るかどうかと、こういう協議から入ってまいりました。それで、必要数を割り出しまして、その必要数だけ雇用していこうと、こういうふうな協議から入ったわけでありまして、しかし現実問題といたしまして旧風連町も旧名寄市もそれぞれ臨時職員、嘱託職員の雇用をしていると、こういうことから、特に旧風連町の皆さん方は地元雇用ということにもかなりこだわっておりましたし、高卒の雇用口ということでもかなり対応しておりましたから、その対応については無にすることはできないということで、条件は多少変わるかもしれないけれども、雇用を約束した部分の継続をしていきましよう、こういう協議をさせていただいて今日に至っているわけでありまして。条件は、確かに賃金の問題、あるいは手当の問題で変わりましたが、しかし約束をした雇用は守っていきましようという立場で今日にきていますところでありまして。

学校給食センターも同じように今臨時職員、嘱託職員、パート職員いるわけでありまして、まずはどのくらいの数で合併した場合に要するのだろうか。それで、給食センターとしての余剰人員を抱えるというわけにいきませんから、それでは現在働いている人たちのもし余剰になった場合にはどういうふうに対応していったらいいのだろうか。おっしゃったように条件が変わりますよ、あるいはこういうことですよとまだ決めていないことでもありますから、これから臨時職員、パート職員の雇用についての協議をしていくと。例えば場所が変わった場合どういふふうに対応するのだろうか、こういうふうになっていくのではないかというふうに思っております、そのところは原則は一たん切れるわけでありまして、一たんそこで終止符を打つわけでありまして、しかし経過措置というのを十分に考えていかなければならないというふうに思っております。合併

した後もそのようにしてまいりました。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その説明の中で、これも確かなことなのですけれども、名寄に来たときには全部パート職員だと。それで、1時間は930円だよと言っていますよね。勤務時間は4時間から5時間、失業保険だけ加入させると。手当などについては、夏14日、冬16日、1日4時間勤務と計算すると。そして、5万円から6万円の手当を年2回支払うと、ここまで言っているのです。本当に職員も含めて7名全部パートという形の雇用になるのですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） それは、現在の名寄市の給食センターのパート職員、あるいは臨時職員の扱いのことを説明したのではないかというふうに思っております。したがって、先ほど言いましたように名寄市は合併して500食の食がふえましたと。それから、幼稚園食など、そういうようなことでどのぐらいの人数が必要なのかという割り出しもまずしなければならぬというふうに思っております。割り出しをする際に、今いる職員全体合わせての職員全部そこで就業できるのか、でき得ないかという判断まずさせてください。その後、もしできないとすれば、それではどういう職場に移っていただくのか、雇用を確保するのかという協議に入っていきたいというふうに思っております。現在の名寄市の給食センターで行っております今おっしゃった待遇、時給、手当、休暇、それらについてはそのまま適用していきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） ですから、それは現在パート職員はこうだというのわかります。ですから、風連にも4人の職員がいて、パートがいるよと。職員も同じですかと。今現在風連にいる4人の職員もこれ同じような形で雇用になるのです

かと、こういう説明したのですから。多分臨時、長期雇用ですか、そういうような形の中でパートとは違うのではないですか、その臨時職員であろうが今現在名寄市も採用しているのは。風連町は違うのですけれども、パートと臨時職員。その辺はなくて、ただこれだけで言っていたから、7名全員がこのような雇用になるのですかということを知りたいのです。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 少し説明が足りませんでしたけれども、合併する前に、2月段階でありませけれども、全体的な臨時職員、嘱託職員の雇用条件について両市町で協議をさせていただきました。学校公務補、用務員、それから特別養護老人ホームの職員、さらに一般事務補助員、給食、あらゆる職種の臨時職員、パート職員を統一していきましよう、待遇を統一していきましようということで協議をさせていただきました。その際に、学校給食センターの場合は現行の名寄市の学校給食センターの場合、これは風連町さんと比べてかなり単価が低いのが実態でありますけれども、そこで統一させていただこうと。学校給食センターで働く場合にはそこで統一させていただこうと、こういうことであります。再三申し上げますように、合併したら、何人必要なかという割り出しからまずいかなければならぬと。何人必要で、どういう条件なのかということを提示しながらいかなければならないというふうに思っております。それで、何人が必要ですと。それでは、今7名とおっしゃいましたが、7名のうち何人それでは余剰人員になるのでしょうかと。余剰人員については、今まで臨時職員の扱いについては約束した雇用は守っていきましようという立場で、条件は変わりますけれども、それは雇用をさせていただいております。こういうふうに説明をさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 何とか統合したとき

に、風連にもやっぱり雇用対策というのがありますので、その辺で何とかそこで雇用していただけるような最大の配慮をしなければならないと私も考えますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の方になりますけれども、5番、6番は同じなのですけれども、統合した後に我が町にある風連地区にあるもとの給食センター、今現在ありますセンターをどのようにこの後使うかということなのですが、できることなら先ほどありましたように、私の希望としては福祉給食が行われているならば福祉給食を風連でつくるような形をとれないのか。何かいろんな情報の中で、福祉給食は学校給食と離さなければならない、当然保健所などからの指導によってそうなるのだらうと思います、それはだめだということの指摘があるのですから。そうしたときにはそうならないかと。そうしたときに、一部の方からそうなったときには名寄市に別に建てるのだというような話も聞かされましたけれども、そうではなくて、何とか風連の地区の中で今ある既存のところ福祉給食やっていただければ、今の職員もそのまま雇用体制のままでしていけるだらうし、そのような形の中で考えられないのかということをもまず聞いたのですが。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 福祉給食につきましては、先ほど福祉事務所長から答弁させていただきましたけれども、今までの議論経過少し申し上げて、御理解いただきたいと思います。

学校給食センターが児童数が減ってきたということで、他の給食業務を実施をさせていただいております。その中で、福祉給食をどうするかという議論、先ほど説明しましたように現状やっておりますけれども、これからの給食センターのあり方として、福祉給食をこのまま続けていくかどうかと。むしろ幼児給食、これは幼稚園の給食です。これなんかも要望がありまして、今就学前に学校

給食になれておきたいと、こういうことでやっている、限られた回数ですけれども、やっているのがありますけれども、そちらの方の業務をどうするのか。それから、アレルギー食どうするのか、それから福祉給食どうするのか。大きく分けまして、教育に関係する部分は学校給食センターを活用していいのではないかと。それから、福祉に関係する場合は、これからだんだんふえていきますから、民間活力を活用した方がいいのではないかと。そういう方向性だけは議論をしているところは事実です。お話がありましたとおり、福祉給食を別建てにして、別の建物をつくってやるという議論まではまだ及んでおりません。福祉給食の場合は、配達もきちっとしなければなりませんし、先ほど答弁させていただいたようにどのぐらい需要があって、月1回がいいのか、栄養のバランスからいったら週1回がいいのか、こういうことまでも検討しなければなりませんので、改めてそのところは配達は例えば民間の町内の方の力を利用できないかとか、社会福祉協議会の力を利用できないかとか、そういうふうに総合的に検討していく必要があるということで、現在の議論経過の中では、これはまだ万全ではありませんけれども、福祉給食はやや民間サイドでの実施ということがいいのではないかと。その際に、それでは今お話があった風連の給食センターが、私は老朽化と聞いていたわけですが、かなり設備的にはまだ新しいものがあるということで、使えるとすればどういう使い方をするのかということに結びついていくのではないかと。こういうふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） それは、委託のそれもわかるのですけれども、そこにある施設ですから、何とか有効活用をしていく、これがやっぱり行政でないですか。町が持っている施設、市が持っている施設というのは、それはやっぱり有効活用ですよ。それがまず一番だと思うのです。そのためにも何とかそういうような方法も検討すべ

きでないのかと。幼児教育にしても、風連につきましては幼保一元化の中で、それはそっちの方でつくっていますから、それはいいのですけれども、福祉給食はやめるといふならば、これは仕方ないことなのですから、今現在取り組んでいるのを急にやめることにならないだろうし、もし風連地区にもそれが希望があれば、それを含めた中でその福祉給食を継続的にやっていかなければならぬだろうと思うところなのです。その辺をまずお願いしたいと思いますので、まずうちの施設を有効活用していただくということで何とかお願いしたいと思います。

それで、先ほど教育長の答弁もらっていなかったのですが、名寄市に給食費を払っていない方が何名いて、幾らの年間未収というのですか、未納金が出るのかということなのですか、お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま名寄給食センターの未収納の現況についてのお尋ねがございました。平成17年度小中学校合わせまして122万6,971円が未収額でございます。この未収につきましては、御案内のとおり現校生、本校生である場合はそれぞれの学校が主体となり、そこに給食センター職員が加わる中で鋭意徴収に努めている、本校生である場合。それから、卒業した該当者の場合は給食センターが中心になって、そして徴収に努めているところであります。そういう中で、毎年相当数の納入額がございまして。そういう状況でございます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 何件の方が、122万円ですけれども、それは何件というか、何人の方が未収なのか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ちょっと私の今手元の資料ではそれぞれ各学校の合計金額しか出ておりませんので、その中で何人がどれくらいの月数で

未収なのかはちょっと細かいデータがございませぬから、後ほどまたお知らせしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） ちょっとおかしいのではないですか。何人いるから百二十何万円という積み上げできたのではないですか。ただお金だけが報告受けていますけれども、人数は報告受けていません。何人おったから、ここの学校で10人いるから、100円だったら1,000円だよとか出てくるのではないですか。その報告がデータがないから、資料がないからわかりませんというのはおかしいのではないですか。そのことをちゃんと前回の聞き取りのときに言ってありますよ、これは、この問題についてこうしてくれということ。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 申しわけございません。未収金につきましては、人数が入っておりません。金額だけで集計しているものですから、先ほど言ったような数値になりますけれども、人数についてもこれは集計を行えば出ることになりますので、後でお知らせしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 本当にこれなら聞き取りなんかすることないですよ。

それから、それは後で単価で割れば出てくるのを教えていただきたいと思いますが、それで給食費の単価なのですから、これも先ほど聞いたけれども、これもないのですが、風連の場合は小、中の中で計算されておりますけれども、名寄市の場合は学年ごとにおいて単価が違いますが、この辺を統合したときに幾らの単価になる、小学生が幾ら、中学生幾らという形になるのかをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども申し上げていますが、そこら辺についてはこれから学校運営委員会なり、給食会の理事会で調整をするということですが、確かに相違はございま

すけれども、そんな大きな相違はないというふう
に理解しておりますので、調整そのものはそんな
にかからないのではないのかなというふうに理解し
ています。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その運営委員会で協
議するというのですけれども、余り大きくならぬ
って、1円違ってもお金です。うちの役所のお金
が決算のとき1円違ってそれはいいのですか、
大きいお金でないから。そういう言い方はないで
す。1円違うから、大した金額でないからって、
そういうのはおかしいです。やはり1円でも合わ
なければ困るのですから、1円違おうが10円違
おうが、それが1年間何ぼだといったら、それら
を積み上げると相当な金額になると思うのです。
それでも名寄市では百二十万円も払わぬ人いるの
ですから。だから、1円違うと、それはわかるの
です。そうしたら、その検討委員会なり、給食の
委員会の中で協議するのですけれども、そういう
面についても決まったことは当然PTA、親、こ
れらなどを交えた中で協議し、相談をして、理解
を得る、これは絶対やっていただきたいと思うの
ですが、これも踏まえて、先ほどから何回も申し
上げているように、やはりこういうものはそこに
住む住民との協議は大事だと思いますので、今後
そういうものを含めた中で検討委員会等で決まっ
たことを住民との間で協議をする考えはあるのか
ないか、これをお聞きして、私の質問を終わらせ
ていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 直接ではありませんけれ
ども、合併協議の中ですべて合併協議委員の皆さ
ん、それから小委員会の皆さん、それぞれ住民を
代表していただく、議会を代表していただくとい
う形で協議をさせていただきました。したがって、
その決まった結論については十分意を尽くして、
住民の皆さんに御説明を申し上げるということで
今日まで取り扱いをしてまいりました。もちろん

重要な課題については説明をし、協議をしなければ
なりませんけれども、基本的には合併協議の中
では住民の皆さんの代表で決めていただいたとい
う意を受けて、私ども最終調整をさせていただ
いているということでございます。給食センターの
給食費の問題につきましては、今話がありました
とおり、給食の運営委員会の中でまずは議論をし
ていただいて、調整をしていただくということが
大切だというふうに思っておりますし、その結果
についてはこういう理由でこの金額になりました
と、現在までに比べてこれだけ安くなりました、
あるいは何円か高くなりましたということも含め
て、これは十分に理解を求め得る説明を住民の皆
さん、父兄の皆さんにしていかなければならな
いのではないかと。これは、ほかの公共料金でも全
く同じだというふうに考えているところでござい
ます。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 最後と言いましたけ
れども、今助役の考え、ちょっと私違うのです。
合併協議会の中で決めたことですから、住民代表、
地域代表、議員もいますよね。決めたことだから、
そこで決まったからいいと言いましたけれども、
私違うと思うのです。そこで決められなかったか
ら、先送りをして、今後協議をなさいよと残っ
たのでないですか、これ協定書の中に。そこで決
めたのならいいのです。何年何月に統合しましょ
う、合併しましょ、吸収させますと。給食費幾
らにします、未収金はどうします、全部決めたの
なら、その協議会で代表者が決めたのなら何も言
いません。そこで決めなかったから、先送りをし
て、その後で協議をなさいよと残ったものをそ
こで役所の職員がこれ決めたから、そこで決めたか
らいいということになりません。やはりそこで決
められなかったことは当然住民に周知して、住民
の理解を求めなければならないのではないですか。
私はそうだと思うのです。そこで決めたのなら何
も言いません。決められなかったのですから、先

送りです。この辺をしっかりと助役認識してもらわなかったら、そこで決めたから、あとは合併後に協議しなさいというのは何をやってもいいのだと、そういうことになるのです。そこで決めたら当然住民に説明をする義務があると思いますが、違いますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議の中における各種料金等も同じようにそのように取り計らいをしてきたということで、一般的な事項を説明をさせていただきます。

ただ、おっしゃるように住民との協議というところが何を指すのかということも一つあると思いますけれども、やはり代表者がそれぞれ集まって話をし、その線で一応調整がついたなら、それをもって今度は住民の皆さん方に理解を得られるような努力をすべきと、こういうふうには当然考えております。したがって、合併協議で決めたら何でもいいと、あるいは決められなかったから、どういふふうに決めてもいいという意味で言っているのではなくて、合併協議の場合も、特にこの給食センターの場合は運営組織が違いますので、運営組織の中で十分に協議をしていただくと。しかも、課題もたくさんありますので、それは合併協議の中で当然できませんから、お互いに運営組織の中で調整をしていただくという意味で申し上げているところをございまして、決まったから押しつけると、こういう意味でなくて、やっぱり決まったことについては十分に理解を得るような説明なり、その努力は必要だというふうには考えております。

○議長（田中之繁議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） そうだと思うのだけれども、やっぱり住民を、私いつも考えるのですけれども、行政は何かと考えたときには、合併して3万2,000人の市民ができたなら、3万2,000人の幸せを守る、生活を守る、このために行政がサービスをする、これが行政の一番の仕事だ

と私思っているのです。ですから、決め事、あるいは何についてもただただこうなりましたからというのではなくて、やはり意見を聞くなり、そういうことを反映することによって、いろんな意見を聞いて、制度をつくるのならばそういう意見を聞いて、それを反映させていく、やっぱりこれが第一だと。それがなかったら、行政は成り立たないと私は思っているのです。ですから、やはり市民の理解を求めるのが第一ではないのですかというのを私は強く言っているのです。

また、何回も申し上げるようですけども、島市長の本当に風連町の住民の思いを酌んでいただいて、こだわりをなくして、一体感で何とかやっていきたい、それを解決したいということ、本当にありがたいことです。本当に私も感謝しているところなのです。ですけども、きのうですか、晩に智恵文の友人から電話いただきました。あなた方、まだ2カ月しかたたないの、こだわりがとれるわけないだろうと。我々昭和の大合併でも何十年もたっているけれども、まだこだわりあるぞと、こんな電話もいただいたのです。本当にそうだと思います。本当にこのこだわりというのは、相当の時間をかけてやらなければならぬ。そのためには何だといったら、先ほど申し上げましたやっぱり対話、会って話をし理解を求める、これしかないのです、島市長。間違いなくそのこだわりを解決するのならばやっぱり対話をし、会って、そういうふうないろんな話をし、そして協働のまちづくりをやっていく、これがそういうこだわりを解決する一番いい方法だと思うから、あえて私は給食センターの統合については何とかもう少し時間をかけて協議をし、対話をし、その後でやっていただきたいということでお願いをしているところですので、よろしく願いしたいと思います。

この後同じような質問で同僚の宮田さんがしますので、そこにバトンタッチをしていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民憲章と都市宣言の制定について外2件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をいたしたいというふうに思います。

1点目は、市民憲章及び都市宣言制定についてであります。承知のように3月27日に旧風連、名寄市が合併となりまして、約2カ月半が経過をいたしました。既に新名寄市の象徴にもなります花木、鳥の選定につきましては、6月の広報にも折り込みがされていまして市民公募がされているところがございますが、市民憲章、都市宣言をどのように制定をしようかという中身についてまだ見えておりません。市民憲章は、承知のとおり旧風連町では1970年9月に制定をされ、旧名寄市におきましては6年おくれの1976年8月に制定がされております。旧市民、町民憲章の本文は、それぞれ歴史や文化の違いから若干内容が異なっていますが、市民憲章の制定は必要と考えます。市長の市政執行でも述べられておりますが、新しい名寄市が地域、住民が主体となった個性的なまちづくりへと転換するためにも市民の創意と工夫で市民憲章を制定する必要があると考えますが、作業の進捗状況をお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、町宣言、都市宣言についてもそれぞれ六つの宣言が制定をされておりました。古くは旧名寄市が1962年3月に制定をした安全都市宣言に始まり、交通安全の町宣言、公明選挙都市宣言、姉妹都市宣言、青色申告と諸税完納の町宣言、防

犯の町宣言、暴力追放防犯都市宣言、暴力追放の町宣言、平和都市宣言、米等主要農畜産自給確立の町宣言、非核平和の町宣言で、一番新しい宣言は旧名寄市が2002年12月に制定をいたしました健康都市宣言であります。直接宣言にはかわらないのかもしれませんが、旧名寄市においては健康増進とスポーツ振興のまちとして、歩くスキーを中心とした市技スキーのまち振興を図ってきましたが、歩くスキーにつきましては現在市民のニーズに合わなくなっている現状にあるのではないかと考えておりますし、指導者の育成、確立ができないことにも起因しているのではないかと考えているところであります。宣言は、旧両市町の歴史の違いや市民、町民のニーズ、生活環境など、内容が大きく異なる宣言もあります。旧両市町の宣言を足して2で割るようなことにはなりません、市民が納得できる宣言の制定が必要と考えますが、理事者の考え方をお聞きをいたします。

2点目は、農業経営者のみならず消費者も関心の高い制度であります残留農薬規制強化、ポジティブリスト制度についてであります。旧名寄、風連におきましては、クリーン農業、イエス・クリーン農業の推進を展開をしてきております。残留農薬の規制が強化されても大きく影響が出ることは考えられませんが、しかしこれまでは280種類の規制対象から約800種の規制対象に変わりましたし、対象種類拡大されたと同時に基準も規制が大きくなりました。ポジティブリスト制度につきましては、先月末の29日から施行導入されましたが、農産物にとどまらず動物用薬品等にも含まれております。基準値を超えるものについては、市場に流通ができなくなるだけでなく、加工業者にもその影響が出てくるわけであります。営農者や畜産家への指導等についてどのように進められているのか、また進めていこうとしているのかお聞かせをください。

また、残留農薬の検体検査の体制がどのように

なっているのかについてもお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、介護療養型病床の現状と今後の推移についてお聞きをいたします。介護療養型については、国政の医療施策の変更に伴い、介護型から医療型に変更する施設が多く見られ、結果として患者さんや家族のための療養施設が狭められています。特別養護老人ホーム、特養や老人保健施設、老健については、ベッドの空き待ちで簡単に入所できる現状にないと思っています。名寄市の高齢化率は、市政執行でも述べられておりますが、25.1%で、全道の19.6%平均を上回っていますし、全国平均の19.8%を上回っています。第3期高齢者保健医療計画、介護保険福祉計画の中では健康づくりが強調はされていますが、健康を維持することは重要であります。健康を回復することは簡単なものではないと考えています。保健医療だけではありませんが、国の施策によるものが大きいわけです。名寄市における介護療養型の現状と今後の推移と昨年の利用者数等についてお知らせをください。また、現時点での介護療養型と医療療養型の利用者負担の違いについてお知らせを願いたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま竹中議員の方から大きい項目で3点にわたりまして御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては経済部長から、3点目につきましては福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、最初の大きい項目の1点目でございます。市民憲章と都市宣言の制定についてお答えをさせていただきます。最初に、市民憲章についてでございますけれども、旧風連町では昭和45年9月に制定をいたしました4項目から成る町民憲章がございます。また、旧名寄市には昭和51年8月

に制定した前文と5項目から成る市民憲章があり、そのどちらも郷土愛にあふれ、発展を願う思いを込めて制定されたものであります。新市においてもこのすばらしい精神を引き継ぎ、合併後の新しい名寄市の発展を願う市民憲章が必要と考えております。その制定方法につきましては、できるだけ多くの皆さんの考えをお聞きし、市民の手づくりによるものが基本と考えております。今後風連地区、名寄地区の代表の皆さんによる起草委員会を立ち上げて、誕生した新市にふさわしい市民憲章をつくり上げていきたいと考えております。

また、各種都市宣言につきましては、双方の旧市、旧町に制定されていたもの、どちらか一方に制定されていたものがござります。いずれも時々の住民の願いや思いが込められたものであります。これらの都市宣言につきましても市民憲章同様市民の意見を聞いて、策定していかなければならないと考えております。宣言は、時の経過で宣言していると考えておりますので、旧市町で宣言していた各種宣言について検証するような、例えば意見を聞く会的な有識者会議を設置してはどうかとも考えているところであります。いずれにいたしましても、制定に当たりましては、今回市の木、花、鳥の制定でも実施しておりますはがきやファックス、メール等を使って、広く意見を求めるパブリックコメントの手法を取り入れてまいりたいと考えております。

また、合併前の名寄市では健康増進とスポーツ振興を図るため、市技としてスキーを制定しておりましたが、カーリング場の建設やスキー人口の変化などの環境が変わってきていることや合併前の風連町ではスケートが盛んだったことなども考慮しながら、新しい名寄市の冬を楽しく健康に暮らしていくためのウインタースポーツの指定などについて総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 大きい項目の2番目の一つ目でございますが、ポジティブリスト制度についての営農者への指導と対応についてお尋ねをいただきました。お答えをいたしたいと思えます。

本年5月29日の日にポジティブリスト制度が施行されまして、食品中に残留する農薬等が残留基準を超える場合、また残留基準が定まっていない農産物についても一律基準0.01ppmを超えて残留する場合にはその販売等が禁止されるなど、農薬使用に係る規制の強化が図られたところでございます。この新たな制度の体制整備として、今年5月、市、JA、農業改良普及センターなどを構成員とするポジティブリスト対策会議を5月13日付をもって設立をしたところでございます。そのうち6月13日ですが、第1回目の会議を開催し、地域における対策の検討、あるいはJAを通じながら生産者に対する指導、啓蒙等々について検討しているところでございます。具体的にはポジティブリストの制度概要の周知、生産履歴の記帳、新制度に対応するために必要な農薬散布の基本技術の確認、特に農薬使用基準の遵守と周辺圃場の作物への影響が危惧される農薬の飛散に対する注意の喚起と低減方策を指導してきており、今後とも引き続き同対策会議を通じましてポジティブリスト制度に対する体制整備と、それから生産者に対する指導の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のお尋ねですが、残留農薬検査の対応についてでございます。残留農薬検査の体制につきましては、輸入食品につきましては国が計画的に監視指導を行っており、ポジティブリスト制度の導入を踏まえまして、検疫所におけるモニタリング検査の検査項目を拡大させることとしております。国内に流通する食品につきましては、都道府県が策定する食品衛生監視指導計画に基づきまして都道府県が検査を実施しており、道は本年3月末に平成18年度計画を公表いたしまして、

残留農薬については道立衛生研究所、または道立保健福祉事務所を検査実施機関として、穀物、豆類及びその他の加工品、さらには野菜、果物類及び加工品、合わせて428検体、試験件数でございますが、1万5,836件の検査を計画しているところでございます。

一方、生産現場における残留農薬検査につきましては、制度として義務づけがないことから、生産者、または集荷団体が自主検査として前述、前に申し述べたように道立衛生研究所や道立保健福祉事務所など国、道の調査研究機関、またはJA系統等の研究機関、さらには民間の検査機関に依頼し、検査を実施することとなりますけれども、既に小売業界などで残留農薬検査を導入している事例やポジティブリスト制度の施行に伴いまして、安全な産地の証明として、あるいは実需者が同制度への対応として自主検査の実施を求める機会が増加することが見込まれます。そんなことから、今後生産団体や集荷団体などを中心としながら、産地として計画的抽出検査などの対応を検討していかねばならないというふうに考えているところでございます。

以上、2点についてお答えを申し上げます。

○**議長（田中之繁議員）** 中西福祉事務所長。

○**福祉事務所長（中西 薫君）** 介護療養型病床の現状と今後の推移についてということで、3点にわたり御質問をいただきました。介護療養型病床の利用度についてお答えをさせていただきます。

介護療養型医療施設につきましては、介護保険3施設のうち一定の医療行為が必要な人のための施設として位置づけられており、旧名寄市におきましてもこの施設は老人福祉施設や老人保健施設と並んで在宅介護では行き届かないサービスを受けられる施設として、市民及び当地域の住民の方々に頼られ、利用されてきたところです。

当該施設の整備状況と利用状況を申し上げますと、平成17年度当初では4施設、201床が指定整備をされておりました。これらの施設のここ

3年間の年度ごと利用者につきましては、平成15年度は86名、平成16年度、93名となっております。平成17年度末では2施設の133床が介護療養型の指定を辞退したことから、2施設、68床となり、63名が利用されております。辞退した施設に介護保険で入所されていた方々は、そのまま引き続き同施設で医療病床扱いとして医療保険適用で入院されております。

次に、介護療養型病床の今後の推移についてということでお答えをさせていただきます。厚生労働省は、全国に14万床ある介護療養型病床を2011年度、平成23年度末で廃止することといたしました。これは、現状介護型療養病床と医療保険が適用される医療型病床の双方に必ずしも医療を必要としない人が入っているなど、入所、入院の区分があいまいになっており、介護医療の役割分担を明確にする必要が出てきた理由によるものです。これが廃止されますと、同病床を抱える施設には医療の提供を受ける必要はないが、自宅に戻りづらいなどの理由で入所している方が約5割に上るとされ、高齢者の行き場がなくなるのではないかと危惧されております。こうした社会的入院の次の対策として、厚労省は医療行為の必要の低い人を有料老人ホームへ転換する政策を検討している模様です。当市においても、現実的には前段御説明いたしましたように当該施設では医療保険に変更しての継続入院や医療病院としてふだんの入院手続を進めていくとのことですので、今後厚生労働省の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

現時点での利用者の負担額の違いについてということで御質問をいただきました。この件につきましては、個人ごと、介護度ごとなどで口頭で表現するのは極めて難しいところでございまして、あえて標準的な例を申し上げますと、65歳以上で住民税非課税世帯の方が多床室で原則として介護、医療行為が同じと仮定した場合で比較をさせていただきます。介護ベッドでの利用料金は、介

護サービス費の自己負担上限額2万4,600円と食費が1万5,210円、合計で3万9,810円となっております。これに対しまして医療ベッド利用料金の内訳は、高齢受給者の自己負担額限度額2万4,600円、食費1万5,210円とその他負担金として1万5,210円が加算され、合計5万5,020円となります。したがって、差し引き1万5,210円程度医療保険の方が負担が多いということになりますが、この差額は主におむつ代などの実費によることとなります。このように単なる一例ではございますが、いろいろなケースがあるかと思っておりますので、施設側と十分お話し合いをいただければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、再質問をさせていただきますというふうに思います。

市民憲章については、起草委員会をつくりながらということですから、それはそれで理解をいたしますが、宣言についても市民の意見を聞きながらということ、パブリックコメント等という中身になって、そういう答弁はいただきましたけれども、実は約2カ月半がたって、名寄市役所の前にも宣言が過日までありました。文化センターにも同じように宣言が掲げられておりました。本来ですと、3月27日に失効したはずの宣言がなぜ2カ月半も放置をされていたのか理解ができません。これは、風連まで行って調べていませんから、風連があったかどうかは私はちょっと今のところ承知をしていませんが、そんな状況だったのだらうと思います。なぜそのような状況に2カ月半も放置をしていたのかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今竹中議員のおっしゃるとおりでありまして、3月26日に終わっている宣言でございまして、27日には撤去がされているのが当然ということだというふうに思い

ます。しかし、これらにつきましては、弁解をするわけではございませんけれども、そのことも担当職員は早期の撤去というふうなことで庁舎前、文化センター、さらには大学公園、国道40号の砺波ですか、何カ所かありますけれども、遅くなったわけではございますけれども、撤去をさせていただいたという状況でございます、言われればそのとおりということではございまして、申しわけございません。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 何か今の答弁、腰折られたような状況ですが、実は宣言、市民憲章等々については、多くは公共施設中心にあるのだろうというふうに思いますが、ただ一つまだ実は市民憲章上がっているところあるのです。西條の駐車場の看板に市民憲章もろに上がっておりまして、あれは西條さんがつくったのか、市でつくってあそこに上げたのか承知をしません、あれの撤去はいつごろになるのか、それもちょうと後で御答弁をいただきたいと思ひますし、市章の関係、旧名寄市の市章、これは公共施設中心にしてあったと思ひますが、そのほとんどはもう撤去されているのだろうと、かえられているのだろうと思ひますが、一つ大きなことがありまして、コンクリートや大理石でつくられているものもあるわけがあります。例を言いますと、文化センターのところに夏になると水入れて置いてあるところがありますが、あそこには名寄の市章をかたどった大理石のものがありまして、あれについていつまで実はあのままにしておくのでしょうかねと。文化センターですから、名寄の人だけではありません。周りの方も来るわけでありまして、視察にあそこまで来るかどうかはわかりませんが、そういうことからすると建立されているものについて、どこが建立したかもちょうと承知を私はまだそこまで聞いておりませんが、もし市が建立をしたということであれば、どのぐらいの時期にあのものを撤去する、あるいは切りかえるかということについて

お聞かせをください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 文化センターの南側のあれは噴水のところだというふうに今議員のお話から感じました。あれは、コンクリートで、そのままだと思いますけれども、これは市が設置をしたということではないと思っております、ロータリークラブかライオンズクラブからの寄贈で設置がされているのではないかと、このように理解しているわけでありまして、それら団体の方と御相談をすることに、御相談をさせていただくこのということにはなりませんけれども、新市の市章ではないわけでありまして、一応寄贈いただいた団体とも変更するときには変更しますということで、速やかに訂正をしていきたいというふうに思っております。まだ細かな部分ではあるのかもしれませんが、旧風連町の中にもそういう部分がありますけれども、合併の時期的な季節の状況の中で速やかに撤去ができなかったという場所もございまして、御理解をいただいて、撤去、または修正をするものについては速やかに対応していきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 文化センターにある表、上側は大理石ですが、市で建てていないことは承知をしておりますが、寄贈いただいた団体の方で撤去、また新しくということにもひょっとするとしないかもしれません。それはわかりませんが、旧名寄市の市章があんなのだったということで置かせてくれというのであれば、それはそれでもいいのかなというふうにも思っておりますが、しかし公共施設の多く市民、あるいは近隣の市町村から来るそういう施設でありますから、できればあのものは全部壊さないで、あのまんまどこか移動をして新しいものを建てるということの方が私はいいいのかなというふうに思っておりますから、関係団体とそこは話をさせていただいて、速やかな扱い方を求めておきたいというふうに思ひます。

次に、農薬のポジティブリストの関係であります。先ほど5月13日にJAと普及センターの方で協議会をつくったということですが、農薬の散布のあり方、方法について今いろいろとやっているという状況であります。中身的に粉剤と水和剤の飛散の違い、あるいは特にクリーン農業、あるいはイエス・クリーン使っている状況であります。殺虫剤、除草剤、それから殺菌剤によって残留濃度も変わってくるという状況だろうと思うのです。そんなところも含めて、率直に言って今JAさんが中心になって指導しているということですが、行政も中身的にはそんなところをきちとやっぱり指導する必要があると思っております。考え方を聞かせたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話がありましたように、5月13日の日にポジティブリストの対策会議をJAさんを中心に会議を開催をさせていただきました。その構成の中ではJAの道北なよろ、あるいは普及センター、それから上川北農済、それから名寄市、その他関係機関等々で構成する中で会議をさせていただいているところでございます。

今お尋ねのように、ちょっと申し上げます、一つ目には制度の周知をまずは図ろうかということでございます。二つ目には、残留農薬事故防止に関する対策と啓蒙、三つ目には対象農産物の計画的抽出検査の実施の可能性、可能といいたいでしょうか、抽出検査のあり方、それから四つ目には事故発生時の緊急の対応、それから五つ目にはその他もろもろあるのですけれども、この適正な対応、その中には今すぐということにはなりませんけれども、保険という、万が一の場合の備えの保険というようなことも含めて検討させていただいているところでございます。

今お話ありましたように、まず圃場の方で低減する方策といたしましては、飛散しない、噴霧機

の口を狭めるといいたいでしょうか、広いものから狭めるというようなことが検討されておりますし、あるいは高圧から低圧の噴霧機にすると。余り強く噴射させないということが二つ目。それから、三つ目に、今議員からお話ありましたように薬剤を粉剤から水和剤、そういったもの、あるいは固形のもの、そういったものに変更する、そういったことを考えてございます。それで、お尋ねのようにこの中に名寄市も入って、行政も入って検討させていただいておりますから、その中でも議論をさせていただきながら、方策が出てまいりましたら問題点、課題等が出てくると思っておりますから、その段階で判断していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 特にクリーン農業、あるいはイエス・クリーンつくっている方にとっては、圃場によって、隣の圃場はこの農薬使えるけれども、隣の圃場では使えないという、そういう状況が実はあるわけです。稲作の隣に豆があると。豆には稲作の薬使えないのに飛散をすると、そういう状況が私は出てくるのだらうと思うのです。今答弁の中で、広角から狭い噴霧機に変える、あるいは高圧から低圧に変えるというふうに話がありましたけれども、それでは行政として、これは国の施策によって行われたものですから、では行政は農家に対するそういう補助というかをどういうふうに考えているのか。本人、農業経営だけではないのですが、施策によってその機具を変えなければならないという状況になるわけですから、そんなところの補助のあり方等々についてどういうふうに考えているかお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今申し上げましたように、比布あるいは東川あたりでは、そういった今申し上げましたような噴霧の口を狭める、あるいは粉剤から水和剤、あるいは固形といったことです。それから、粉剤を水和剤に切りかえます

とコストが高くなるというようなことでございますから、これらについての分がどういうふうなことで行政として支援をできるのか含めて、中央部の方も今検討しているようでございますから、そこらとも情報交換しながら、先ほど言いましたような会議の中で議論をしていただきながら、私も入って議論いたしますが、議論した中での対策として受けとめさせてもらいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 農業関係では、今部長の方から話があった高圧から低圧のもの、あるいは広いものから狭いものということでありましてけれども、その扱いについて今答弁いただきましたので、中身的にはできる限り農業経営者に負担のかからないような方法で行政としても手を差し伸べてもらいたいというふうに思います。

もう一つ聞きたいことがありますて、実は加工業者もこれにひっかかるわけであります。地場産を使っている企業、あるいは道産を使っている企業、名寄、風連合わせてどのぐらい業者があるのかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） お尋ねでございませけれども、食品を製造、加工するそういった食品加工会社に影響を及ぼすわけでございまして、今お尋ねにありましたように、ちょっと申し上げたいと思いますが、お豆腐屋さん、納豆屋さん、そういう製造業に関係する会社が5社ございます。それから、製めんが5社、それからお菓子、パン等の業者が11社、その他が2社となっております。そんなことで承知をいたしてございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 直接加工業者のところですから、中身的に農薬が基準値を上回ったと、残留濃度が、そういった場合の扱いというのは、どこに責任を持って食品会社が加工した、どこが責任を持つのかということが一番気になるところ

なのです。これは、後からもう既に出荷をしてしまっていて、口の中に入ったのに後から検査で出てきたという可能性もないわけではないと思うのです。抜き取りで検査された場合わかりませんから。そんなところの扱いの責任度合いというのは、どうということになるのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 責任ということではなしに、今とりあえずそういう場面が出たときにはきちっとした扱い方のマニュアルというのはまだ承知はいたしていないのですが、先ほど言いましたように北海道の段階ではそういった今申し上げました検体等を1万五千何力所の検査を、抜き打ち検査ですね、抽出検査を行うということにしておりますから、それは食品を加工するところでございますけれども、そちらの方の中の結果次第によっては次の指導が食品を扱っているところではなくして、それを提供する側の食材といたしまししょうか、そういうものがどこから入ってきたのかということが追跡調査されることになるというふうに理解しておりますから、そんなことでは食品会社が責任がどうのということではないというふうに受けとめております。したがって、加工されるときに搬入されるそういった食材といたしまししょうか、それらに残留のものが入っていた場合については、一定の制約を受けるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今の中身からすると、加工業等に入る食材の扱いということでありまして、生産者ということになるのでしょうか。そうすると、生産者の責任においてということになってしまうわけですね。ですから、逆に言えますますこの残留濃度の取り扱いとか、農薬の取り扱いが農業経営者にとっては大変な中身に私はなってくるのではないのかなというふうに思っているわけです。ですから、先ほど言いましたように、散布機の取り扱いについても行政として力

を入れていただきたいというのはそこだというふうに思いますので、私はそういう意味からしてそういうところの手厚いところをきちっと行政で補っていただきたいというふうに思っているところでもあります。強くそのことについては求めておきたいというふうに思います。

次に、介護保険の改正に伴っての取り扱い等々含めて先ほど中西所長の方からいただきましたが、医療型療養については基本的に私は60日の療養かなというふうに記憶をしているのですが、もしそれでよければ、介護型から医療型に変わって、実はそれ以上の日数が療養できないという扱いになったときの、言葉は悪いですけども、たらい回しということになるのでしょうか、その辺の取り扱いも含めて、現状2社が、二つの法人が昨年10月から介護型から療養型に変わったわけですが、そんなところの扱いがどうなっているのかわかればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の御質問の向きにつきましては、後ほど議員の方に資料を精査しましてお届けさせていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） では、そのようにお願いをいたしたいと思います。

先ほど医療型と療養型の利用者負担額が違うということで、医療型については高い分はおむつ代かなというふうに答弁をいただきましたが、現実にはそうはいつでも医療型に入れない方も多くいるやに聞いていますから、過日の新聞では東病院は当面療養型ということでありましたけれども、5年後には療養型なくなると。そうなってくると、それまでに実は新しく今回策定をされた健康増進の運動というのですか、そんなところの取り扱いを、3期の事業計画の中でも健康増進ということをかなり強くうたわれておりますから、そんなところの施策を強く進めていかなければならないの

だろうと思いますが、ただ若干来週からの予算委員会の中でもちょっと聞きたいところがありますから省かせていただきますが、全体的な介護会計の予算と国保会計の予算がシフトされているわけですね。総額的に2億3,000万円か2億4,000万円のシフトがされていて、今後ますますこの扱いが強くなっていくのかなと。5年後には介護型なくなるわけですから、そういう意味でいくと国保会計がますます厳しい状況に置かれるのかなというふうに思いますが、国保会計の5年後の見通しもし頭の中にあればお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 5年後の予想ということなのですが、今介護から医療に移ったということで、医療費の伸びが出てくるというふうに予想されるわけなのですが、介護予防の観点に立っての重視ということで、医療費を抑えるべく高齢者にとっての健康増進ということでの今計画で進めているということでもありますので、これからどのぐらいというふうに言われてもちょっと今積算はできませんけれども、そういった状況になってくるとやっぱり医療費の伸びは避けられないのかなというふうに予想しております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 5年後の話といたら中期的な計画ですから、話せないのかもしれませんが、しかしそれぞれ2期、3期の事業計画では5年、5年の大体スパン、3年、5年のスパンですから、それは頭の中にあって不思議ではないのかなというふうに私思っていますが、それはそれでいいとします。

もう一つちょっと聞きたいことがあります、社会福祉法人に補助が入っていると思うのですが、この補助がどの施設にどのぐらい入っているか、今わかればお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 社会福祉法人の

減免につきましては、各施設ごとに行っております。最初に、名寄社会福祉協議会につきましては、年間減免額が180万2,959円ありまして、決定額といたしましては86万7,000円、社会福祉事業団につきましては169人の延べ人数に対しまして年間減免額が503万6,379円ございまして、決定額といたしましては238万5,000円ほど、それから社会福祉法人札幌恵友会につきましては、対象人員が1名で減免額1万7,419円、決定額5,000円でございます。それから、社会福祉法人の西平和会というところがございしますが、こちらが1名で減免額が23万7,594円、決定額が6万円となっております。それから、恵望会というところがございまして、ここも対象人員が1名で、年間減免額が2,095円、こちらは補助金の方は行っておりません。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） これは、市からの補助だと思っておりますが、国からの補助も入っている施設はないのでしょうか。それはない。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 何回も申しわけございません。数字を調査いたしまして、精査いたしまして、後ほど資料をもってお答えさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 資料、資料と言われると次続けられませんので、時間残っていますが、以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

次に、あすの農業、国政の対応と新市の政策について外1件を、日根野正敏議員。

○7番（日根野正敏議員） ただいま議長よりお許しがありましたので、通告順に沿いまして御質

問をしていきたいと思っております。

まず初めに、あすの農業、国政の対応と新市の政策について4件からお伺いをいたします。平成15年5月に食品衛生法の一部改正が公布され、ポジティブリスト制度の審議が本格的に開始され、昨年11月に厚生労働省より法改正され、告示から6カ月間の周知期間を経て、先月5月29日、制度が施行されました。この制度は、各作物に登録のない農薬の残留が一律基準0.01ppm以下とドイツ、EUと並びこれは世界の中でも最も安全性の高い基準が設定をされました。農業者にとっては、高いリスクと責任が課せられることとなりますが、消費者にとっては国産農産物や地場産の生産物がいかに安全かが改めて証明をされます。この制度により、農業者だけが苦慮するのではなく、改めて消費者の方々にこのことを認識していただくよい機会にしないでほしいと考えております。しかし、まだこの制度の認識が農業者も含め足りないように感じております。告示から6カ月間、行政のこの制度の認識と見解、周知方法とこのことに対する支援策を考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、平成19年度より品目横断的経営安定対策が始まりますが、認定農業者と認定にできない非認定農業者では、この対策の対象品目を耕作した場合大きな所得格差が生じ、現在の生産費から勘案すると非認定農業者は専業で営農を継続するのは場合によっては厳しい部分もあるのではないかと感じております。その方々に対する対応策を考えておられるのか、また現在の認定になっていない戸数とその総面積をお伺いいたします。

続きまして、現在農業者の中には国の政策もあり、またみずからの経営安定のため規模拡大を図ってきたが、個人で経営できる耕作面積の限界を感じている農業者も数多くおられます。北国での約半年間の短い耕作期間で、より一層の規模拡大による経営安定を求めるなら、法人化が必須になってくると感じますが、そのための手法や有利な

支援の情報収集ときめ細かな指導、周知は必要と
考えます。その見解とあわせて、専門知識を持っ
た職員教育をどのように考えておられるのかお伺
いをいたします。

農業関係では最後の質問になりますが、新規就
農者等に関する条例について、新規就農要件に配
偶者、または18歳以上65歳以下の同居親族を
有しなければならないとありますが、この要件の
意図するところの考え方についてお伺いをいたし
ます。

続きまして、市営住宅の展望と定住促進につい
て2件お伺いをいたします。旧名寄市のときに作
成された住宅マスタープランについては、来年平
成19年に5年目の見直しに向け、今後検討され
るとのことですが、旧風連町については平成16
年度に検討し、平成21年までの公営住宅建設計
画を作成しています。新市になり、今後の検討に
当たっては、風連地区の住民意識を踏まえた検討
を望むものであります。また、市営住宅の入居に
当たっては、その基準に名寄地区、風連地区に違
いがありますが、今後どのようにされるのか。ま
た、同じ基準にされるのであれば、その時期のめ
どがあればお伺いをいたします。

最後に、風連特例区の定住促進規則については、
来年19年3月31日まで有効なので、市民にも
限られた期間のうち有効に利用していただくた
めにも周知、PRをすべきと考えますが、見解を
お伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 2点について御質
問いただきました。大きい項目の1につきましては
私の方から、2につきましては建設水道部長か
らの御答弁となりますので、よろしくお願いを
いたしたいと思っております。なおまた、先ほど竹中議員
の方から御質問がありましたものですから、その
分につきましては重複を避けていきたいと思っ
ております。

ポジティブリストの対応についてのお答えをさ

せていただきたいと思います。農産物を初めと
する食品が生命の糧であるということを考えると
きに、安全、安心の確保は優先されるべき課題で
あります。生産現場においては、新たな制度に対
する理解やその対応に苦勞を伴うものというふう
に認識をさせていただいております。また、ポジ
ティブリストを初め食の安全、安心につきまして
は、道が平成17年4月に北海道食の安心・安全
条例を施行していますが、消費者の視点に立った
食の安全、安心の確保が重要であります。生産者
のみではなく、消費者並びに食に携わる事業者な
どがその役割や責務を協働していく必要があると
いうふうに考えております。

ポジティブリストへの対応といたしましては、
今年6月、先ほど申し上げましたように農業関係
団体の第1回目の会合を開催をさせていただきました。
先ほどもお話ありましたように、JAを中心といた
しまして対策会議を組織して会合を開かれたと
ころでございます。その中では、生産者に対
する制度の周知や農薬の散布時の注意などを促
してまいりますけれども、これから防除期の本番
を迎えるに当たりまして、同対策会議を通じまし
て制度の周知徹底と注意の喚起並びに地域にお
ける対応策や支援策等を検討し、生産者、関係機
関、団体と協働のもとに安心、安全の信頼される
産地づくりに向けて努力をしまりたいというふう
に考えているところでございます。

2点目でございますけれども、非認定農業者に
対する対応についてのお尋ねでございます。品目
横断的経営安定対策は、戦後農政の大転換として、
従来の品目別に講じられている経営安定対策を見
直しいたしまして、対象を担い手に明確化した上
で、その経営の安定を図る対策へと移行するもの
でございます。現在JAと連携をいたしまして、
対象者の拡大に向けて取り組んでいるところで
ございます。

本市におきましては、面積の要件の特例により
まして、6.4ヘクタール以上の認定農業者が新制

度の対象となります。対象者のリストアップ並びに認定農業者への誘導を図り、販売農家840戸のうち平成18年5月末での認定農業者数につきましては、525戸で531人ということでございます。これにつきましては、数字が違うということでございますけれども、これはある世帯、6世帯の中で重複して人数登録している方がいらっしゃると思います。12人いらっしゃるものですから、その分が差となっております。今後の見込みも含めると、556戸で販売農家戸数の65%になるというふうに受けとめさせていただいております。

また、対象5品目の作付者数につきましては611戸でございます。うち現時点で新制度の対象外となる作付戸数につきましては、米で114戸、それから麦では34戸、大豆では22戸、てん菜では4戸で、実作付戸数といたしまして138戸が対象外になるのではないかとこのように見込んでおります。5品目の作付面積につきましては、4,500ヘクタールでございます。うち現時点で対象外となる面積につきましては、米で326ヘクタール、麦につきましては72ヘクタール、大豆につきましては26ヘクタール及びてん菜でございますけれども、これは4ヘクタール、合計で428ヘクタールが対象外になるのではないかとこのように見込んでおります。これら新制度の対象外となる農業者につきましては、農業所得による特認の要件の活用並びに農地の流動化、さらには作業受委託等による経営面積の拡大などを視野に入れながら、引き続きJA及び関係機関と連携をして対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、3点目の農業法人化に対する方策についてのお尋ねでございます。農業経営の法人化は、農産物価格の低迷や生産調整の中であって、経営規模の拡大やコストの削減、経営の多様化などによる経営基盤の強化、あるいは地域農業が抱える担

い手不足の課題解消に向けて有効な手段の一つであろうというふうに考えております。これまで合併前の旧名寄市、旧風連町におきましては、北海道農業会議、上川農業法人ネットワーク及び農業改良普及センター等々の指導機関と連携を図りながら講習会の開催や、あるいは個別指導、情報提供等に努めてまいりました。現時点での法人の数につきましては13法人でございます。うち1戸1法人が七つございます。7法人でございます。新市におきましても引き続き指導機関との連携のもとに情報の提供や個別指導に努め、法人化への誘導を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、職員教育についてのお尋ねでございますが、研修会等への参加を通じまして、職員の資質向上に努めてまいりますけれども、指導機関との連携をより密にし、専門的な指導及び法人化に関する情報提供を受けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、4点目でございますけれども、新規就農者に関する条例の要件についてのお尋ねをいただきました。新規就農者等に関する条例は、新たに農業を営もうとする者に対し必要な援助を行うことによりまして、早期定着と経営安定を図ることを目的に制定されているものでございます。北海道農業担い手育成センターと連携をいたしまして、研修生の受け入れから就農に至るまで、関係機関や指導農業士で構成する名寄市農業担い手育成センターで協議検討して推進しております。平成10年度以降研修生の受け入れの分につきましては、2年から4年の研修を経て、平成14年度以降夫婦世帯で5戸10名、単身の親同居世帯で2戸の2名の合わせて7戸12名が新規参入し、頑張っ

ていただいているところでございます。これまでの受け入れの実績から、現実的に農業は単身で営むことは難しいというふうに受けとめておきまして、基本的には配偶者がいること、さらには配偶者候補者がいることが望ましいと考

えております。しかし、若い新規就農希望者の場合、そこまでの条件がとれないケースもございませぬものですから、その場合につきましては両親などの同居の親族を有していることを要件とさせていただきます。御理解をいただいているところでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

以上、4点について御答弁を申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市営住宅の展望と定住促進についてをお答え申し上げます。

初めに、入居基準の統一についてでございますが、住宅マスタープランは住宅行政全般における根幹をなすことから、合併により新たに名寄市総合計画をもとに作成しなければなりません。旧風連町におきましては策定がなされておられませんので、旧名寄市において平成14年度に策定をいたしましたマスタープランが平成19年度に見直しの年度であることから、この見直し作業と新たに風連地区の皆さんの住宅行政全般に係る調査及び検討をしております。この策定作業につきましては、市民代表組織による策定委員会及び作業部会の検討を経て、策定してまいりたいと思ひます。

また、現在両地域におきまして実施しております公営住宅建設の計画につきましては、公営住宅関連事業が平成17年度におきまして補助金制度から交付金制度への移行に伴い、新たに合併以前に両地域において既に地域住宅計画を策定し、新市においても継続して実施が可能となるよう計画をしております。新住宅マスタープラン策定時にはこの計画につきましても登載をしていく、そのように考えているものでございます。

公営住宅の入居の基準につきましては、公営住宅法及び省令、規則で定められていることから、全国で統一されたものとなっております。名寄地区におきましては、それぞれ法に基づく改良住宅、シルバーハウジング、特別公共賃貸住宅があります。一方、風連地区におきましては、過疎地域の特例としての若者単身者を入居可能とする住宅が

ありますが、いずれも法に沿った必要な施策であることから、特定目的住宅として継続をしていくこととなります。

入居の運用につきましては、名寄地区では抽せん方式を、風連地区ではこれと異なる方式を採用していることから、既に申し込まれた待機者の方が多数おられますので、待機者に配慮をさせていただきます。3年後をめどに抽せん方式への全市的に統一することを検討しているところでございます。なお、本年度、平成18年度から新築住宅分の募集につきましては統一をさせていただき、抽せん方式を採用する、そのような予定を立てさせていただきます。いただいているところでございます。

次に、風連特例区事業で行っております定住促進規則の住民に対する周知についてお答えを申し上げます。定住促進規則につきましては、旧風連町が定住の促進を図ることにより、地域の活性化を目指した事業でございまして、平成4年度から制度の変遷を経ながら継続され、平成18年度をもって終了をすることになっているものでございまして、合併協議の中では平成18年度は現制度で特例区事業として継続し、平成18年度終了後見直しをする、このようになっているところでございます。

特例区事業として平成18年度まで現制度が継続されることから、風連地区振興課で事務の処理に当たっているところでございまして、御質問の住民への周知につきましては、特例区内におきましては特例区の広報でございますお知らせ「風」の4月1日号で定住促進家賃助成事業の概要としてお知らせをし、さらに風連庁舎市民係の窓口に風連町定住促進補助金についてのお知らせについてのパンフレットを配置をいたしまして、周知に努めさせていただいているところでございます。また、旧名寄市民には広報なよろで周知を図りまして、風連地区の定住促進が名寄市全体の定住促進や市外からの移住促進が誘引されるように努めさせていただいているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） まず、ポジティブリストの関係の方から、先ほど竹中議員の方からも質問されておりましたので、なるべく重複を避けて再質問をしていきたいと思いますが、まずこの対策協議会が5月にできて、6月13日に1回目の会議を開いたということですが、実際にこの協議会が何か活動を、周知運動ですとかいろんな形で動き出すのはいつごろからの予定なのかお聞きをいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先ほどお話しいたしましたように、6月13日の日に農協の方で会合をさせていただきました。その折に農協、あるいは農業普及センター等々の方々がお集まりをいただいているところでございます。今とりわけ共有しようということございまして、それからほかの市町村の動き、こういったものを中心にしながら情報交換をして、第1回目終わっているところでございます。今後につきましては、そういったものを受けまして、今とりわけ先ほどもお話の中にありましたように既に営農がされて、そういった防除時期にも入ってくるものですから、できるだけ早い時期に先ほど竹中議員の方にもお話しさせていただきましたような、そういった防除の仕方の方法の部分について、あるいはやり方等々については急ぐものから順次協議を調えながら、普及センター等々の協力を得ながら、進めていきたいと思っています。

なお、いつまでにどうのということではないのですが、逐次時節、その適期に合わせまして、間に合うような形の中での対策といたしまししょうか、そういったものに依拠していきたいというふうに考えて、そして会議につきましては逐次開催するということを確認をさせていただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） もう既にこの地方ではアスパラの出荷がピークを過ぎていると思うのですけれども、アスパラの出荷時には麦の防除がもう始まっているということもございまして、それから中国産の輸入農産物等もう既にこのポジティブリストにかかりまして、正式な発売禁止命令が出る前に自主回収をしているというような事例もございまして、何かもう少し早く危機感を持ってこの制度に対する対応をすべきであろうと思うのですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大変申し上げづらいのですけれども、言いわけになるかと思いますが、御案内のとおり合併も含めまして立て込んでいた予定もございましたものですから、ちょっと取り組みについて正直言っておくれたなという印象は否めません。しかしながら、挽回するような気持ちで、これから精力的に関係者会合を開きまして対応してまいりたいと思っておりますので、何分とも御理解をいただきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたように全体的な議論もするのですけれども、今それぞれの月ごとに何をしなければならぬかというものを適切な時期に適当な方向で指導をしていきたいという、指導といいたましようか、お話をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 何をしなければならぬというよりも、この制度をしっかりと農家の方々に伝えるというのが第一であろうと思っておりますので、この協議会を通じてやるということですが、行政は行政でできることもございまして、また農協はその前段にも動いておりますので、協議会を通じてでなくて、その部署、部署でできることをやっていくというのが筋ではないかなとい

うふうには思います。

それから、この制度は食に関することでもありますので、最初の質問にもありましたが、名寄市民にもわかりやすく、ポジティブリスト、0.0 1 ppmなんていってもなかなかわからないと思うのですけれども、このことをわかりやすく丁寧に消費者にも伝えるということが国内産の消費拡大、あるいはめぐって地場産の消費の拡大にもつながると考えますが、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 先ほどからいろいろと論議しておりますが、これは非常に大きな問題でございまして、今早急に取り組まなければならぬ問題としてあるわけでございます。しかしながら、会議等々を開き、そして全市民に周知できるまでに今ってございませぬが、農家にはとりわけ生産段階でどこをどういうふうにしていくのかという部分は、一番手っ取り早いところではその薬剤を売っているJAあたりが窓口で指導をしていくと、農家にきっちりと指導をしていくと、こういったこともあわせてやっていかなければならない問題としてあるわけでございます。したがって、この制度が始まって間もないわけですから、今後十分に連携をとりながら、農家の方にも周知をし、また市民にも理解を得られるような形で周知をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） ポジティブリストについては、先ほど竹中議員も支援の関係で御質問していたとおりで、私も同感でございまして、この辺に対する農家の負担というのは本当に大きなものがございしますので、要望をしておきたいと思っております。

続きまして、非認定農業者、この品目横断的な経営対策の関係でございしますが、これは国の制度でありますから、引き続き全力を挙げて対象者拡

大に向けて取り組んでいくというのが大前提だろうというふうに思いますし、また対象になりそうな人には周知を徹底して、指導しているということでもございますが、明らかにちょっと面積等もありまして難しいという人には余力を入れていないようでもございますが、ぜひそういう人にもこの制度をよくよく理解をしてもらうということが大事ではないかなというふうに考えますが、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 経済部、とりわけ農務課の段階でお話をさせていただいたり、あるいはJAの方とのお話も営農の方を窓口にししながら、お話をさせていただいているのですが、先ほど言いましたように面積要件でいきますと6.4ヘクタールという一つのラインがありますから、それらのところでボーダーラインと申しましょうか、ちょっと低目の方々についての対応をどうするかと。それから、今日根野議員からお話ありましたように面積が比較的少ないようなの方々についてのこれらについてをどういうふうはこの認定農業者になり得る部分の中で組み込めるかというようなことで、常にお話をさせていただいております。作業の受委託等につきましても、これからちょっと検討を、検討と申しましょうか、内部議論を踏まえまして、そういった方々リストアップしておりますものですから、そういった方の対応につきましてもこれからそういったJA等の打ち合わせの中でとりわけやれる部分につきましても最大限認定農業者の対象の枠に入れるような方向で努力をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 引き続き全力で努力をしていただきたいと思っておりますし、続きまして法人化に対する方策ということで再質問をさせていただきますが、先ほど答弁では行政側も協力をしていただけるということでもございますので、現在

ある程度規模を持った、もう保有した農家については、農業者の頭の片隅には法人化というのは常にあるのではないかなというふうに感じているわけですが、昔の法人化のイメージがあって、全部農地も出し合って、機械も出し合ってというようなイメージがあると思うのです。そういうことから、わざわざ本当の知っている人にまで聞きに行って、法人化について聞くというほどでもないというのが大多数ではないかなというふうに感じているところなのでございますが、昨年からことしにかけて法整備がされております法人制度のLLPとLLCという法人制度ができてきてございます。簡単に説明しますと、1部門の法人化、例えば農家に当てはめると豆なら豆だけの法人化、それから売的部分だけの法人化という1部門の法人化の方式なのでありますが、これは企業向けにつくられた法人制度ではあるのですけれども、農家にも当てはまるということで、中身については出資者が出資額までの責任しかなくて、法人税がないと。それから、そこで例えばその法人で損しても、その損の分は出資者の所得から引けると。また、プラスになっても出資者の所得になるという制度なのです。こんな制度もできておりますので、こんな制度だったら農家の人も始めてみようかなというふうな人は多いのではないかなというふうに感じているわけなのですが、こんな情報も本気で行政が協力するというのであれば発信をすべきと、またそれに対する職員の教育も必要ではないかなというふうに考えているのですけれども、その辺の見解を再度お願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 法人化についての関係でございまして。今日根野議員より目新しい方法の法人ができてつあるということで、私どももまだ認識していなかったわけでございますから、そういった部門ごとの法人化ができるということであれば、活用方法がどんどん広がってくるのかなと。

そしてまた、部分的にこの部分はこっちの方の地域と連携していくと、こういった形でいろいろな選択方法が考えられるのかなというふうな今聞いておいたわけでございます。これらもあわせて、私たちの方も内部で勉強させていただき、また毎年それぞれ法人化に向けて農業会議等々の協議しながら、講習会を開いているわけでございますから、こういった新しいものを取り入れた形で、さらに農業者の方に伝達し、そしてまた法人化に向けた取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） わかりました。

続きまして、新規就農等に関する条例についてですけれども、御答弁では単身で農業を営むのは基本的に難しいのではないかなというふうな御答弁でございましたが、確かに1人より2人、2人より3人いた方が仕事ははかどりますし、また励みにもなると思いますが、ただ逆の立場、就農する側の立場から考えますと、扶養者がいて、例えば奥さんなり、親を連れて、成功するかどうかかわからないにもかかわらず農業をしたいという方については本当に貴重といたしますか、まれなことで、私も農業やっているのですけれども、そこまで好きになってみたいものだなというふうに思っているわけなのですけれども、実際名寄では7戸12名の方が就農されているということですが、そこまでハードルを上げる必要があるのかどうか疑問を感じているところなのですが、その辺の見解をもう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 新規就農の部分の若い方に限って今お尋ねでございまして、農業、単身でもいいのではないかなということでございますが、単身の方につきましては先ほどお話ありましたように同居の方といいたいまいしょうか、お父さんといいたいまいしょうか、おふくろさんといいたいまいしょうか、お母さんといいたいまいしょうか、そういった方々、同

居の親族を有していることを条件とさせていただいております。このことにつきましては、またこういった検討をする協議会などがございますから、またその機会にでも諮ってお話をさせていただいて、御意見をいただきながら、この扱いについては進めてまいりたいと思っております。今はとりわけこういった状態で進めて、18年度につきましてはその方向でいきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） ちょっと補足をさせていただきます。私の担当分野ではないのですが、旧名寄市で新規就農の扱いをした経験からいいますと、やはりどうしても受け入れ窓口が農協、市、普及センターということで、地域の担い手センターをつくって、そこで審査をしていくと、資金の問題であるとか信用力の問題どうしても出てきます。そのときに、やはりおっしゃるように若い方が1人で立ち向かっていくということも大事なのでありますけれども、できるだけ長続ききちんとして、定着してしていただくという点では、やはり家族を含めて担保力といいますか、失礼ですけれども、そういうものも含めて就農していただくことが大事と、こういうことで旧名寄市の場合は運営をしてまいりまして、そのこともまた今回の新市においても同じ条例をつくらさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） 扶養が担保なのかどうか私にはちょっと理解できませんが、ただ、今までの農家を見てみますと、今まで昔は農家の息子でなければ農家ができなかったということがあって、そういうことがずっと続いて、地方がどんどん人口が減ってきたということがかなり大きいのではないかなというふうに感じています。そういうことで、この新規就農条例、旧風連町にはなかったのですが、名寄市にはあるというこ

とで、大変いいことだとは思うのですが、もっとよりよく、間口を広げて、制度を変えて、実際就農するまでのハードルを上げていけば、それほど借金してどこか行ってしまおうとか、そういうことはないのではないかなというふうに感じているわけですし、また例えば10人新規就農が入って、10人とも成功するなんてことは考える方がちょっと、ある程度それはリスクとして当然出てくることではないかなと思っております。例えばこの役場の職員にしても、入って、やっと10年ぐらいたって仕事ができるようになったときに、どこか違うもっといいところに入ってしまうと、それはこの職場の損でもあるわけですから、その辺のリスクは新規就農もどんな職業でも同じではないかなというふうに感じておりますので、ぜひこの関係についてもっときちっと将来を見据えた新規就農条例をつくって、名寄市が人口がふえてくるような新規就農条例をつくるべきだというふうに考えておりますので、今後十分検討するべきだというふうに思っております。見解あればお願いします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 扶養が担保だということでは決してございませんが、状況はおわかりかと思えます。

経験からいいますと、やはり協議会をつくって、この方が新規就農にふさわしいかどうかという協議をすると、どうしても資金の関係は農協がバックアップをするということになっています。そのときに対応をどうするかということが一つあります。それから、例としてありますのは、やはり家族はいるのですが、単身赴任で来て、養豚をやりたいという方が入ってきたと。しかし、研修期間を待たずして、どうしてもまずくて帰ってしまったというようなことがあって、やはりどうしても根性据えてやっていくと言ったら語弊がありますけれども、というようなケースをきちんとつくりたいなというふうに思っております。

ただ、法人の中の一員として単身で新規就農という扱いというのは、これはまだ例はありませんけれども、方法としてはあるのかなというふうに思っております。あわせまして、智恵文地区であったことでありますけれども、リレー方式で新規就農をやっていただくと。つまりリタイアする農家に研修で入って、そのまんまそこで契約を結びながら、リレー方式で新規就農をしていただくと、こういう例もありますので、多様だというふうに思っているところであります。おっしゃるとおりなるべくハードルは全部下げないで、中途まで下げて、事前のハードルを高くしておいて、きちんと就農に結びつくようにすべきということだと思いますけれども、いずれにしても地域の担い手センターの中で協議をして、対応をしていくということになると思います。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） わかりました。

農業関係については終わりたいと思いますが、続きまして住宅関係でございしますが、先に1点確認をしておきたいのですけれども、風連町では21年まで住宅の関係は決まっているのですけれども、これも見直すということはあるのかなのかちょっとお伺いをいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

今議員おっしゃっておりますのは、現在建てかえ中の西町団地、平成15年から21年までの建設事業のことだと思いますけれども、これは現在の計画どおり完了まで続けさせていただくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 日根野議員。

○7番（日根野正敏議員） わかりました。

最後ですが、特例区の事業で風連町の定住促進をやっているのですけれども、風連地区にはそれぞれ周知をされているわけなのですから、特

例区のこれは規則であります、大きく言えば新市の規則でもあるというふうに私はとらえているのですが、新市、旧名寄市民にもこのことを伝えて、有利な条例ですから、利用できるのであれば、あと短い期間ですけれども、利用してもらおうというのが筋ではないかなというふうに思って、この周知をすべきだというふうに思っているのですけれども、その見解をお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） これ特例区の事業として今やっているわけでごさいます、今年度、一応18年度をもって終了するというところで進んでおります。御案内のとおり今日日根野議員がおっしゃいました全市的な呼びかけをしたらどうだという意見には、私もそのとおりのことというふうに考えておりますので、それぞれ広報なよろ等を通じて全市民に周知をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

45分まで休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市給食センターの統合について外1件を、宮田久議員。

○1番（宮田 久議員） 議長のお許しをいただきまして、さきに通告いたしました名寄市給食センターの統合についてと地方公務員災害補償法に伴う対応と経過について一般質問をいたします。答弁側の皆さんも長丁場のため大変お疲れでしょうが、私が一般質問の最終となりますので、ぜひとも市民の目線で考えた上で御答弁をいただくことを御期待しております。

第1点目に、給食センターの問題ですけれども、私はたまたま去年の9月に議員にならせてもらい

ました。それまでは、いろんな合併のことでは会議にも何回かお邪魔したりして、いろいろ質問もさせてもらった経緯がございます。そのころのスピーカー、話をする人というのは、合併してもほとんど変わらないのだよ、もう名寄市と風連町がやってもさほど変わらないのだ。特に給食センターの話もそういうときに話題になったときには、いやいや、合併したらすぐお金が入ってくるので、中学校の改築もある、そのときには給食センターもあわせてやったらどうかというような、何か耳ざわりのいいことばかり私たちが残っているのは、私は議員としてでなくて、一住民としてそういうぐあいに受けとめておりました。

しかし、今回平成17年2月28日、昨年のように風連町と名寄市の合併の協定が結ばれたわけです。その中で、今回教育長さんの教育行政執行方針を見ましても、住民の目の高さと一緒にして執行したいという考え方と、そして心の合併をしたい、非常にフィーリングがよくて、私も同意したときに拍手をして間違いなかったなと、そんな気持ちでいました。ところが、今回この予算を見たときに、私もよくわかりませんので、風連地域の方々、たくさんの方々にインタビューをしました。実際はどうだと思っていただくと。多くの方は、この給食センターの合併というのは当分ないだろう、特例区の5年間かな、いや、ひよっとしたら3年ぐらいかな、そんなのが大方の考え方でありました。中には、いやいや、中学校のときにそうやってやると言っていたよとか、そういう話も出てきて、ところが今回突如として予算に計上されたのには私は非常にショックを隠せません。ぜひこの合併の協定が本当に守られたのか、守られていないのか、同僚議員がさきに御質問しておりますけれども、ちょっと重なるかもしれませんが、そのことについてこの協定をきちんと守っているのだと言い切れるのか切れないのか、まず御質問をしたいと思っております。

2点目ですけれども、地方公務員の災害補償法

に対する対応ということですが、これも決してかなり古い時代の話ではなくて、ことしの2月21日、決して遠い話ではないのですけれども、そのときに風連の合併協議会のかなめとなって一生懸命やっていた総務課長さんが急逝されました。私は、一議員として、一人の人間としてどうしてもこのことをきちんと明らかにして、そしてなおかつ今後このようなことのないためにも、亡くなった人が草葉で喜んでもらえるようなためにも、事自分で身を落とすということになりますと、何かしらそれは自分だけの問題であって、そういう風潮があるわけですが、それに構わず私はどうしてもこのことを今回の議会でお尋ねをしたかったわけでございます。

その2点でございますので、ぜひ私に答弁をしていただくのも結構ですが、できれば住民の方々に語りかけるように、余分な説明は要りません。肝心なところだけ御説明いただければと思っておりますので、どうぞ御答弁のほどをよろしくお願いします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大きな項目の1、学校給食センターの統合についてお答えいたします。大きな項目の2については、総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いしたいと思います。

平成17年2月28日締結の名寄市、風連町の合併協定の遵守についてお答えいたします。学校給食センターの取り扱いにつきましては、平成16年10月27日の第13回基本項目検討小委員会におきまして、各種事務事業の取り扱い中教育部会の事務機構及び組織の取り扱いで協議を行い、風連町の学校給食センターの老朽化などや地域の実情を考慮した上で、一つに合併後に風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合する、二つに運営組織、職員配置、配送方法、地場産品の活用などについては、新市において調整するとして幹事会提案の内容で承認されたところで

あります。また、この小委員会では新市においては官民それぞれが担うべき役割を明確にし、可能なものはNPOや民間などに移行すること、また行政全般にわたり一層の行財政改革を求めるとする意見が強く出されたのは御承知のことと思います。これを受けまして、平成16年11月9日に風連町福祉センターで開催されました第4回協議会におきまして同文提案し、御承認をいただいたところでございます。この協議結果を踏まえまして、旧風連町と旧名寄市は平成18年3月の合併を目指してとする住民説明会資料を作成し、11月29日から12月8日までそれぞれ住民説明会を行いました。説明会の状況につきましては、それぞれの議会の議員の皆様方に対しても報告されたものと考えております。

合併協議会での協議の結果につきましては、これを基本とすることは当然であります。この内容だけで今後の議論が全く不要とは考えておりません。教育行政を推進する上で必要な協議と説明責任はこれからも果たしてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、合併協議会の統合方針を引き継ぎ、風連地区の学校給食に対応すべく食器、食缶を保管する消毒保管庫を増設するための予算を計上するとともに、午前中の谷内議員の質問にもお答えいたしました。5月25日、翌26日に開催されました風連、名寄両地区の学校給食会の総会におきまして、19年4月の統合に向けての方針を説明いたしました。また、これから開催されます学校給食センター運営委員会や学校給食会理事会などにおきまして、運営組織、職員配置、配送方法、地場製品の活用などについて調整を進め、学校給食センターの統合に支障を来さないよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方から大きな項

目で2点目に御質問のございました旧風連町職員の公務災害補償についての新市への引き継ぎの件につきましてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、請求者であります御遺族との話で、現時点では御遺族に請求される意思はないと引き継ぎを受けているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） ただいま宮田議員の2番目の地方公務員災害補償法の対応及び経過についての話なのですが、風連の総務課長が亡くなったことに対する議論がこれからされるというように思うのですが、これは個人の名前も出てくるわけですし、そういった意味では名誉毀損も含めて考えたときにはやはり本会議でやるべき議論ではないというように私は考えますので、ぜひ議長の方で精査しながら議事を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時29分

○議長（田中之繁議員） 再開をいたします。

小野寺議員から議事進行がありました件につきまして説明をいたします。

宮田議員からの質問は、新市にどう引き継がれたか、引き継ぎを受けてどう対応したかでありまして、質問の趣旨を小野寺議員、宮田議員も了解をいたしましたので、再開をいたします。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今の議長の裁きについては了といたしますけれども、それぞれ宮田議員が1回目に質問し、それに対して答弁を総務部長されまして、その時点で小野寺議員の議事進行

の発言については何が議事進行であったのか全く理解できないし、むしろ順調に進んでいる議事について妨害に当たるのではないか、あるいは発言の自由を封鎖させるようなことに結果的になっておりましたし、今何十分か休憩入りましたけれども、その辺についての整理をお願いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 若干休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時53分

○議長（田中之繁議員） 再開をいたします。

熊谷議員からの議事進行がありました件について説明をいたします。

小野寺議員の議事進行については、熊谷議員より議事妨害に当たるのではないかという発言を受け、小野寺議員も一部推測を交えて議事進行を求めたとの点があるとの釈明があります。熊谷議員、小野寺議員の双方の了解をいただきましたので、再開をいたしますが、議事進行について十分注意をするよう議長から特に求めておきます。

それでは、再開いたします。宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 御答弁いただいたわけですが、多分皆さんのお手元に合併協定書というのが、平成17年2月28日付の合併協定書というのをお持ちだと思いますので、私は今給食センターのお話をこれからさせていただくわけですが、こういう中で5項目に財産の取り扱い、これはお互いに風連も名寄も一つの新市にまとめるために公有財産だとか物品、債権、債務、権利及び義務も含めたものを新市に引き継ぐという私は理解をまずしております。今回この協定書というのは、地方自治法第252条の2項、または特例に関する法律3条に基づいて、いわゆる法のもとにおいて一つはこの協定書が結ばれたという理解をしており、特にこの協定書というのは当時の柿川町長さん、島市長さん、これがおのおの自筆で書いて、そして公印を押している書類であ

ります。また、この立会人としては、上川支庁長さん含め風連と名寄の本当にすばらしい代表者の方が力強くここにサインをしている。36名の方がこの協定書の内容を理解して、そしてサインをしたもの、これはいわゆる風連町と名寄市との合併に伴う大きなプロミス、約束事であったろうと私は思っています。

そういう理解の中で、今回の24の6に教育関係のところに学校給食センターの統合について協議する、当然その当時いろいろ問題もあって先送りされている問題もあったと思うのですが、ここで協議をするということで終わっている。先ほど部長さんの発言を聞いておりましたら、何かしらもう合併というのはこの協定書を無視してでも、早く言えば自分の思い込みかもしれませんが、統合はもう既に決まっているがごとく話になっています。これは、少なくともこの合併協定の合併の期日は18年3月27日ですから、それ以後いろいろ協議してやろうやというのがこの原点になろうかと思います。もちろんこの仕事を進める以上は、地方自治法の32条には職務に専念する義務ということで、こういうものがあったら絶対間違わないで職務に当たるよと。当然のこと教育委員会の方は学校の先生まで指導する力を持っているわけですから、まさか法律を無視することはないと思うのですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま合併協定書にかかわる御質問をいただいたところでございます。先ほど部長の答弁にもございましたように、確かに合併協定書の中では教育関係にかかわって学校給食センターの統合について協議すると、お話のとおりでございます。しかし、これに係る教育関係の分科会等では既に名寄市学校給食センターに統合するというお話し合いがなされているということ、それからその後の住民説明会等でも同じ趣旨の内容で懇談会が進められてきている、こうい

うプロセスから受けまして、教育委員会としてはまず最初に名寄市の学校給食センターに統合するという大前提に立って協議を進めてきたということでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） ここで、先ほど同僚議員の谷内さんから話あったのですけれども、4月14日、たまたま風連の給食センターで、職員同士の打ち合わせということなら十分私も理解はできるのですけれども、そこで働くパートさんも含めて、来年の4月1日にニューオープンしたいのだという、人事の関係までお話をしたと。多分そのときは、だれがそれを指示したのかということをお伺いしたいわけですが、当然教育長さんはこの3月28日で失職しているわけです。そして、同意を得たのはその後になります。そういう形の中で、こういうことで多分後から書類や何か見ていると思いますけれども、そういう形の中ではどういう流れでその辺のことが進められたのか。一般住民に知らないよりも、そこで働いて本当に日々それで生活している人の前で言うということは、それはどういう条件下でそういうことが出たのか、そこを教えてください。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 4月14日のこれは学校給食センターの所長が風連学校給食センターの方へ行って説明していることだと思います。これは、来年の19年4月1日に向けて統合の準備をしたいということ、そういう話し合いの中で、名寄市の給食センターの職員の勤務条件はどうなっているのかというようなお話が出まして、所長がその中で詳しく話したというふうに聞いております。それと、給食調理作業中の事故防止などもよく願いますと、そういうような一連の話の中で出てきたことにお答えしたことでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 私も働いている方に何人かにインタビューをしましたし、かなり精度の

高いメモや何かも見せていただきました。決してついでにその話をしたということではなくて、その会議の主たるものは4月1日にオープンすると、あなたたちはどうするのですかという言葉まで出ていますから、本当についでの話ではなかったように私は記憶しているのですが、間違いございませんか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） その中で、風連の給食センターの調理作業員のこれからの勤務は続けるかとか、雇用の問題も出てきております。所長の話では、所長の一存では雇用を継続するか、やめてもらうとか、そういうようなことはお話しできませんということで、ただ勤務条件等については話したというふうに伺っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 現況の勤務時間は8時から4時30分までということらしいのですけれども、名寄に合併すると4時間30分、約半分ぐらいになるよと。それは、働いている方にその話をするのが先なのか、一般の方々がこういう合併で、当然同じかまの飯を食うという言葉もありますように、食事をみんなが一緒にするということは基本的に私は賛成なのですけれども、そういうものが先行する。今質問していることは、こういう指示ということです。地方公務員や何かで上司の命に従うという形になっていますから、そういう中では担当者が思いつきでやったわけでないと思うのですけれども、それにしてもはちょうど失職中の教育長さんが指示したとも思われませんが、その辺はどうなっていますか。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） これは、19年4月1日統合に向けて準備作業を進めてくださいということで私は所長の方に話しております。それを受けまして、所長の方では風連給食センターの方に行って実情などを皆さんとお話しした中で、先ほどの給与条件等についてとか、雇用のお話が出

たということでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） この話はこれまでにしたいのですけれども、ぜひこれは考え方を最後に聞かせていただきたいのは、教育長さんは心の合併と、これを大きなテーマにしているようだけれども、本当に心の合併ということであるならば、今までの経過も私お話ししましたとおり、合併前と合併後になってくると風連の町民は何となくのみ込まれてしまうのではないかという意識は物すごく高いわけです。そのためにもぜひPRだとか、条件だとか等々をきちんと説明して、納得のいくいわゆる来年のオープンということにこぎつけていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまのお話のとおりでございます。先ほど谷内議員にもお話し申し上げましたが、教育委員会として来年度統合という形で手がける大きな理由としては、一つには子供たちが等しい給食を食べるというこの大前提がございました。もう一つは、食育にかかわる早期取り組みが合併がというか、統合が始まることによってさらに一層進められることができると。ことし風連学校給食センター、それから名寄学校給食センター、この両方の栄養士が栄養教諭の資格を取る予定になっております。それで、それを一緒にした中で、新しい名寄市の小中学校の食育がしっかりと進められる、そういう基盤づくりにぜひ早い方がいいという、そういう私たちの判断でございました。それとあわせて、幸いにも合併特例債の中でもこのことが認められたということも19年度に向けて統合する、そういう営みをしたところであります。

ただし、今お話ございましたように、一つには先ほど谷内議員からもお話ございました給食費の問題などもございます。19年からスタートするためには、やはり現在の名寄市学校給食センターの未納額等についてはしっかりと整理をしなければ

ならない、こんなことを当然考えているわけでございます。そういうことで、今内部協議も進めております。全く未納のない風連の給食センターとかなり多くの平成17年度で言えば120万円ぐらいの未納のあるのが一緒になるということにはやはり少々問題がございますので、これはやはり未納のないそういう状態でぜひ統合したいということも考えておりますし、早急に幼稚園の給食についても今後学校給食センターで検討していかなければならない、こんなこと、あるいは搬送の業務についても課題がございます。それから、福祉給食の取り扱いなどについてもまだ課題が残っております。福祉給食については、生活福祉部ともこれからまたしっかりと議論を進めていかなければならない。そんな課題もある中で、雇用問題についても同様でございます。この辺も市長部局ともしっかり協議をしながら、今お話しのようにある程度はっきりしたそういう形を示せるように、しかも早急にこういう取り組みを進めるように努めてまいりたいと。そういう中で、風連地区の方がそういうそごを来さないように私たちも努めてまいりたいと、こう考えておりますので、御理解をいただきたい。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 次に、質問させていただきたいのですけれども、総務部長さんのお話では本人の奥さんの方から静かにしたいと、だからこのことはいいよということの御説明だったのですが、そういうことでよろしいですね。わかりました。

ところで、これは既に終わったことなのですが、18年3月2日、議会で、風連の議会なのですけれども、当然先ほども話ししましたようにすべてのものが新市に引き継がれるというセンスからいきますと、今回答弁するに当たっては議事録だとか、そういう関係の書類だとかというのは十分熟知されて御答弁するという考え方ですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

引き継ぎはさせていただいております。請求者であるということでの話はさせていただきました。今御質問にありました3月2日の旧風連町におきます第1回定例会の中で、宮田議員が質問をいただいていると、理事者もそれにお答えをしていると、その部分についても文書で引き継ぎをいただいておりますし、また御遺族に対する市職員が出向いた説明の状況についても引き継ぎをさせていただいております。また、災害補償基金協会の方との災害の内容等についての協議といたしましょうか、確認をした事項についても引き継ぎをさせていただいているところでありまして、新市におきましては地方公務員災害補償法の第31条の規定による遺族補償の請求期間が第36条の規定によりまして5年間となっております。ですから、この間に御遺族から請求があった場合には最大限誠意を持って対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 私がお尋ねをしたいというのは、最終的に末尾に私が書いております名寄市職員の衛生管理規則なのですけれども、こういう中でこういう事故が出たと。それに対してどこまで調査をされたのか。これが一つの起点になって、今働いている名寄市の職員の方々が安全に守られるのか、すばらしい環境で職務ができるのかというのが私の最後の落ちなのです。そこに持っていきたいわけですがけれども、その過程の中で奥さんの方からるいいのだということですがけれども、私はどうもそこが不思議でならないのです。私も勤めをさせてもらったことがありますけれども、多分御存じだと思いますけれども、地方公務員法で服務の中でいわゆる秘密を守るという義務があります。当然職場であったことをうちに帰って奥さんにすべてを話をすることになったら、これは一種の守秘義務違反になるわけです。

ですから、職場で一生懸命働いて、もうどこも吐きどころがなく、多分奥さんに亡くなられた原因も職員の方がいろいろ聞いているようですけども、これは奥さんがわからないのが当然で、法律上わかっているとはいけないことになっているわけです。それを単に奥さんの方からそういうことは言われたから、うちの方でやりませんよと、言っているのか言っていないのかちょっとその辺が定かでないのですけれども、その辺のことはどうですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 引き継ぎを受けている中での内容でございますけれども、御遺族の方にはそのような状況についてもしっかりと説明をしています。その災害補償の部分についての内容等についても、しっかりと内容を御説明してあります。さらにまた、御遺族の方の御家族も御相談をした結果このことについては現時点では請求をする意思がございませんと、このように出向いた折に確認をしたと、このように引き継ぎをさせていただいております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうしてもまた話が食い違ってしまうのですけれども、私の言いたいのとは今までの議事録を見ますと、すべて執行部の方は非を認めているわけです。何点か例を挙げた方がかえってわかりやすいと思いますので、当然風連町にとって合併というのは未曾有とも言える大事業です。百何年の歴史を閉じて、こういう合併という仕事をするのは大変な仕事です。そこで、衛生管理だとかそういうものがどうであったのかということ、答弁されている方は事実上名前だけであって、中身の無い活動状況で、極めて表面的な活動をしておりました。執行部側の方の言葉なのです。職場内でもメンタルの健診については、私どもは極めて低調だと言わざるを得ません。極めてあってはならないことがあった。総務課長については、ほとんど土曜日も日曜日も出てきているような状態だったと。一般企業でしたら、労働安

全衛生法に基づいているいろんなことをやるわけですが、どちらかというとな役場の方はこういうことはふなれというのですか、余りやっていないようにも私思えるのですけれども、非常にこういうときに本人というのは一生懸命頑張ろう、一生懸命やろう、ですから一生懸命やるところに一生懸命仕事は回ってくるようなものです。

ここまでは私は言うてはいけないかなと今思っていますけれども、理解をいただくのならこの言葉は絶対残しておきたいのです。少なくとも本人の初孫、私には孫いませんから、孫の気持ちはわかりません。しかし、初孫がこの2月1日に生まれたのです。そして、亡くなる日まで一回も手にもほおにも触れることなく亡くなったという現実を見たときに、情景としては非常にこの方が苦勞をしてなつたと。そのほかに他の問題でももしあったらとしたなら、私はこの話はおりますけれども、今まで聞いたところで、多分私たちも調べたところではそういうほかに要因を持ったことがないということで、本当に一生懸命やって、一生懸命頑張つて、一生懸命やった人にはいいのだわというような話には私はなり得ないと思ひまして、この議事録を総務部長さんは読まれて、どんな感じをしましたか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） この件につきまして、私も合併協議会の準備室の事務局長という立場で、また旧風連町の課長さんにあつては次長という立場で、同じ合併に向けての協議をしてきた仲でございまして、大変このことについては私も悲しいなという思ひでいっぱいでございます。要因はいろいろあつたというふうに思ひますけれども、そのことで私の方からコメントするという場にはないと思ひますので、差し控えさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 私元同僚という形でこの3月31日まで風連に在職しておつた関係で、私

が人事管理する立場ではございませんでした。しかしながら、当時は同じ課長ということで、それぞれ私が3階、彼は1階という形で仕事を進めていたわけでございまして、今までの議員には何名かこういう御質問されて、議員の心情もわかるわけでございまして、また理事者の答弁の中にもそういった部分が多く語られているかなというふうに思っております。しかしながら、今合併して名寄市の方に引き継ぎなされた状態で、そしてこれから新たにこの問題が出てくるとしたら、当然私も旧風連の職員として最大限努力してまいりたいなと、このように思っておりますし、私の知っている範囲の中の経過の中でも若干客観的な情勢が抜けているような部分があるのではないかなというふうに私も思っておりますけれども、この辺はこれから総務部の方とも連携しながら、事実確認をさせていただき、もし遺族の方でこういった請求あつたときには最大限努力して対応してまいりたいなと、このように考えておりますので、御理解願ひたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） ありがとうございます。ぜひともこれを契機に、職員を管理するトップの方々もぜひこれを一つの材料として、職員の健康だとかそういうものを守っていただきたいと。

それと、もう一つ、これはお願いなのですが、質問するときお願いしてはいけないということになっているのですけれども、ぜひお願いがあるのは、多分いろんな裏づけ条件をつけるために私たち元議員でも結構です。OBの方でも結構です。そういう請願だとか嘆願だとか、そういうものに惜しみなくサインをするはずで、ぜひそういうものも十分集められて、ぜひともこういう形が奥さんがどうであつても役場の職員がほとんど書類をつくつてあげて、そして優しい気持ちでその対応をしていただきたいと。これができないということであるならば、市民に対して何をやるかにやるという論議から外れるわけでござい

す。ぜひとも心に命じていただいて、ひとつやっ
ていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で宮田久議員の質
問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より21日までの5日
間を休会といたしたいと思ひますが、御異議ござ
いせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より21日までの5日間を休会す
ることに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はす
べて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午後 4時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 林 寿 和